	令和4年 第4回上島町議会定例会会議録	
招集年月日	令和4年12月13日(火)	
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場	
開 会	令和4年12月13日 午前9時00分宣告	
応 招 議 員	1 1番 德永貴久 2番 林 敬 生 3 3番 藤田 徹也 4 4番 山上 耕司 5 5番 宮地 利雄 6 6番 林 康 章 7 7番 池本 章 8 8番 大西 幸 江 9 9番 亀 井 文 10 10番 濱田 高 11 11番 池本 興 12 12番 藏谷 重 13 13番 前田 省二	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員のとおり	
欠席議員	なし	
自 121条の 規定にため 規定の たまの りめ 者 の 職 氏	1 町 長 2 教 育 長 3 総務 部 長 4 健康福祉部長 5 消 防 長 濱田 将 長 坂上 明 良 上 明 表 上 東 推進課長 10 海 光 園 長 田 瀬 田 東 正 2 農林水産課長 11 建 改 課 長 田 瀬 田 東 隆 上 東 藤 瀬 智 隆 上 東 藤 瀬 智 隆 上 東 本 上 東 上 東	

議員・職員 以外で会議 に出た者 会議に職務 のため出	1 議会事務局 局 長 山本 勝幸
した者の	2 議会事務局 課長補佐 田 房 聡 子
職氏名	
町長提出議 案 の 題 目	1 上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 2 上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 3 上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	4 上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を
	改正する条例 5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例
	6 上島町港湾内港務所設置条例の一部を改正する条例
	7 令和4年度上島町一般会計補正予算(第4号)
	8 令和4年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)
	9 令和4年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号) 10 令和4年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)
	11 令和4年度上島町上水道事業会計補正予算(第1号)
	12 副町長の選任について
その他の 題 目	 議員派遣報告について (上島町男女共同参画講演会) 議員派遣報告について (令和4年度第1回町村議会議員研修会(動画視聴)) 議員派遣報告について
	(かみじま福祉フェスタ2022)
	4 議員派遣の件(令和5年上島町消防出初式)
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 12番·議員 藏谷 重文 1番·議員 德永 貴久
会 期	令和4年12月13日~12月26日(14日間)
傍聴者数	12名 (男11名・女1名)

◎ 開 会

〇(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は、全員です。

ただいまから、令和4年第4回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

〇(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、12番・藏谷議員、1番・德永議員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

〇(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長、濱田議員お願いいたします。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

O(10番·濱田 高嘉 議員)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

新型コロナ感染予防のため、5回目のワクチン接種が明日14日にも概ね終えると聞いておりますが、多忙な年末年始を迎えますので、体調管理に十分御留意ください。

それでは、議会運営委員会の協議結果について報告をいたします。

令和4年第4回定例会の開会にあたり、去る12月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて、慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日13日から26日までの14日間とし、議事日程については、お 手元に配付のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なる御審議と、議会運営に格段の御協力を賜りますよう、お願い申 し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、濱田議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から12月26日までの14日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

越智郡上島町議会会議録

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月13日から12月26日までの14日間とすることに決定いたしました。

日程第3号、諸般の報告

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第3号、「諸般の報告」を行います。

令和4年9月29日、令和4年度四国四県町村長・議長大会オンライン配信、令和4年11月8日、第40回離島振興市町村議会議長全国大会、同月9日、第66回町村議会議長全国大会、同月15日から16日、全国過疎地域連盟総会、同月24日から25日、第2回全員協議会及び第1回議長研修会、令和4年12月1日、愛媛県知事意見交換にいずれも議長が参加いたしました。続いて、本年9月から11月実施分の監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適正に実施されている旨の報告がありますが、10月実施分の報告書については、監査委員から総会への参加負担金に関する意見が付されておりますので、併せて配布しております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

- **O(上村 俊之 町長)** (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

〇(上村 俊之 町長)

みなさん、おはようございます。(複数の「おはようごいざいます」の声あり)

今年の秋祭りは、新型コロナの影響で神事のみという地区もありましたが、太鼓が響き渡る地区も増え始め、上島町が活気ある姿に戻りつつあることに明るい希望を感じています。 はじめに 9月19日に御逝去された河端副町長に葉んで哀悼の音を表します。役場聯員時

はじめに、9月19日に御逝去された河端副町長に謹んで哀悼の意を表します。役場職員時代から、公平で公正な行政運営を貫かれ、優しさの中にもしっかりとした信念を持ち続けていた姿は、公務員の鏡でした。

先日も仏壇にお参りをさせていただき、笑顔に満ちた遺影に対面しました。その横にその 日の朝刊があるのを不思議に思い、奥様にお伺いすると「主人は、出勤前に新聞を読むのが 日課だったので、毎朝供えているんです。」とのことでした。河端君は今でも心の中に生き 続けていることを再認識した1日でした。

10月19日には、永年、弓削町議会議長や漁協の組合長を務められ、町民のために人生を捧げた島根亀夫氏が御逝去されました。厳しい表情の中にもユーモアと愛情溢れる会話ができ

越智郡上島町議会会議録

なくなったことを思うと、寂しさが募ります。

11月11日には、離島甲子園を主催し、離島の子どもたちを応援し続けてくれた村田兆治氏が亡くなられました。8月に佐渡で開催された離島甲子園の外野席の芝生で、試合を二人で観戦しながら、上島町での思い出を熱く語られる姿に感銘を受けたばかりでした。

本年も様々な方々とのお別れがありましたが、政治に携わるものとしてその意志を引継ぎ、 町政発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えています。

本日は、令和4年第4回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本年は、新型コロナの影響が小さくなったことで、多くの全国大会が復活し、私も全国大会への参加や国への要望活動を積極的に行っておりますが、9月定例議会後の行政活動内容については時間の関係上、上島町ホームページ内の町長活動報告にて代えさせていただき、この場においては主な事項のみを報告いたします。

まず、公共工事の入札を妨害したことにより、上島町職員から逮捕者が出たことに対し、 改めてお詫びを申し上げます。現時点では、警察の捜査中事案でもあり手元に資料もないた め、私からは町民の皆様に御報告する方法がありません。

今後は上島町役場内でも、今回の事件の原因究明や再発防止策の検討等を行う調査委員会を設けるなど、町民の皆様からの信頼回復に向け全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後調査に関する予算の計上があった場合には、議員の皆様の御理解をいただきま すようお願い申し上げます。

上島町の新型コロナの状況ですが、上島町においては5回目のオミクロン株に対応するワクチン接種を積極的に進めるなど、感染防止に努めています。

ただ、発生届の基準が変更され、上島町単独の感染者数が公表されなくなったことからの油断や、継続的に陽性者が発生している状況から、町民の皆様は今後も正しくコロナに対応し、基本的な感染回避行動をとっていただきますようお願いいたします。

10月8日から10日の3日間、淡路サービスエリアにおいて「せとうちマルシェ2022」が開催されました。

これは、本州四国連絡高速道路株式会社が瀬戸内の魅力を発見・発信する「架け橋事業」の一環で、「せとうち魅力発見キャンペーン」として実施しているものです。

現在、上島町は愛媛県を通じて本四高速と連携を深めておりますで、今回初めて出展の機会をいただきました。

今後も様々な機関と連携を深め、上島町の魅力を広くPRできる機会を創出してまいります。

10月24日には香川県土庄町において開催された、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 四国ブロック会議」に参加し、上島町としての意見を発表しました。

この会議は、自転車による観光振興、住民の健康促進、交通混雑の緩和、環境負荷の低減等により公共の利益を増進し、我が国の自転車文化の向上、普及促進及び各地域の地方創生推進を図ることが目的であり、国への自転車利用環境の整備促進に関する要望事項などを取

り纏めました。

10月29日、今治市において「Setouchi vélo 協議会 設立総会」が開催されました。

中村愛媛県知事、湯崎広島県知事、池田香川県知事をはじめ、瀬戸内の8県と、それに関わる各地方整備局、運輸局、本州四国連絡高速道路株式会社、また、瀬戸内地域のサイクリングルートを管理する自治体が出席しました。

この協議会は、瀬戸内地域及びその周辺地域を環境に配慮した、安全で快適な、世界にも認められる「サイクリングの推進エリア」に育てることにより、本地域のブランド価値の向上を図り、持続的な地域振興を実現することを目的としたものです。

会議においては、相互に連携・協力し、サイクリングルートのネットワーク化、サイクリングの推進エリア化、国内外への情報発信を行うといった、「Setouchi vélo 愛媛宣言」が採択されました。

10月30日、「サイクリングしまなみ2022」が開催され、国内から46都道府県、国外からは 33 ヵ国、合計約6,400名の参加がありました。

サイクリングしまなみは、瀬戸内の魅力を詰め込んだ、魅力的かつバラエティ豊かなコースを持った国際的なサイクリング大会を開催し、しまなみ海道周辺地域を「サイクリストの聖地」として国際的ブランドを確立し、世界に広く発信することを目的に4年に1回開催されています。

当日は天候にも恵まれ、瀬戸内の多島美とおもてなしを満喫したとの声を多く聞きました。 8つのコースがある中で、上島町を走り抜けるコースは前回より1つ追加されており、町内 2つのコースが受付の時点から高い評価を得ることができたことを大変誇りに思っていま す。

これは、ボランティアスタッフの親切な対応やエイドステーションでの特産品の提供、そして何より、沿道からの笑顔あふれる応援があったからだと聞いています。約800名の上島町コース参加者からも、島民からの声援に励まされてゴールまで走れた、「ゆめしま海道最高!」という声が聞こえてきております。御協力いただきました町民の皆様に感謝を申し上げます。

以上のサイクリング関連事業を捉えても、私たちが想像する以上に、瀬戸内には大きな動きが始まっています。もちろん、上島町はその中心となるポテンシャルをもっています。

今後も上島町の魅力を国内外に発信し、サイクリストやインバウンド、観光客による経済活動と発展に繋げるよう、国・県及び関係機関と連携してまいりますので皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この動きを後押しするように、11月13日、弓削高校が自転車甲子園最優秀賞を受賞しました。

この自転車甲子園は、高校生がサイクリングに関する正しい知識や技術を身に付けるとともに、地域の自然環境や文化への理解を深め、サイクリングを通じて、地域の魅力を発見・発信できる人材として活躍すること、また、地域課題に向き合う活動により、生徒・学校が社会的に影響の高い活動をしていることをお互いに認識し合い、県内外に示していくことを目的としています。

越智郡上島町議会会議録

当日は、道路交通法や自転車のマナーに関するクイズ、自転車に関する実技試験、地域の活動や取組に関するスピーチによる予選が行われました。上位4校による決勝では、課題クリア議論バトルが行われ、弓削高校生のディベートは素晴らしく、その見事な逆転ホームランは感動的だったそうです。

また、弓削高校は、11月12日に開催された高校フードグランプリにおいても賞を獲得しており、離島の小規模校でありながら都会の大規模校と互角以上に渡り合う姿は、私たち町民に勇気と力そして感動を与えてくれました。上島町は、弓削高校生をはじめとする最近の若者たちの活躍に、エールを送り続けたいと思います。

9月28日、生名地域交流センターを皮切りに、11月30日の岩城北集会所まで、まちづくり 懇談会を町内12ヶ所で開催させていただきました。

町民の皆様からの、役場内だけでは気がつかない多くの指摘や要望に対し、その場での協議を行い、持ち帰った課題は速やかに文書で順次回答させていただいているところです。

まちづくり懇談会は、上島町を「居心地の良い町」にするため多くのことを学ばせていただく機会であり、御参加していただいた町民の皆様や御意見をいただいた皆様に感謝申し上げます。

11月18日には「離島振興法の一部を改正する法律」が可決され、令和5年4月1日から10年間法期限が延長されることになりました。

私も東京出張中でしたので、幸いにも参議院本会議に立ち合わせていただきました。この 法律は議員立法であり、与野党全会一致の賛成でしたので、当日、公明党の党首をはじめ、 各党関係者の皆様に感謝をお伝えさせていただきました。

この度の、法改正では、法期限の10年間延長に加え、「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」が新設されているのが特徴です。

また、医師の確保等医療の充実については、「適切な配慮」から「特別な配慮」に改められ、教育に関しては「離島留学」支援という項目が追加されています。

更に、「小規模離島への配慮」「規制の見直し」という分野の新設など、離島に対する様々な配慮規定の充実が図られました。

改めまして、本法案成立まで御尽力いただいた関係者の皆様に、感謝を申し上げます。

11月20日開票の愛媛県知事選挙では、上島町は7月に行われた参議院議員選挙に引き続き、 県下トップの投票率でした。今回の選挙のキャッチフレーズ「君色の、意見を示せ、投票で。」 を積極的な参加で実現していただけている町民の皆様、そして、様々な工夫をこらして投票 率アップの努力をしていただいた上島町選挙管理員会の皆様に、心より御礼を申し上げます。

また、中村知事は、4期目の仕事始めの日である12月1日に、魚島地区と高井神地区を訪問し、小中学生や住民との交流に参加され、地区の問題点にも耳を傾けてくださいました。最も多忙な時期に、離島の最も小さな島々へ時間を割いていただいた配慮に、町民を代表して心から感謝を申し上げます。

12月11日にも、山本順三参議院議員が魚島において、住民との協議の機会をつくっていただいたことに関しても、厚く御礼申し上げます。

次に、上島町の令和5年度の当初予算についてですが、11月1日に予算編成方針を職員に

通知しました。

予算編成の基本的な考えとして、「入るを図りて出ずるを制す」という財政規律を基本に、 予算編成が全事務事業の洗い出しでもあることから、コスト意識をもち、先例にとらわれる ことなく、住民目線・家計目線で積極的に事業の見直しを進め、PDCAサイクルに基づき、 成果と課題を検証することにより、スクラップ&ビルドを徹底することとしております。

平成30年から令和2年までの3年間で、基金(定期預金)が約8億円も減少するなど、厳しい状況に陥った上島町の財政も、このような財政規律の基本に立ち戻った結果、徐々に持ち直しており、定期預金である基金も積み増しができたことなどによりまして、将来への負担も軽くなってきております。

今後も上島町の将来のため、未来を担う子どもたちのためにも、痛みを伴う改革も必要になってくることがあるかも知れませんので、議会や町民の皆様の御理解をよろしくお願い申し上げます。

結びに、令和2年11月に町長就任以来、はや任期の半分が経過いたしました。改めて私の選挙公約を精査してみましたが、令和2年度当初から発生した新型コロナの影響で、町長としての活動が制限されたこと、前任者からの未実施未完成施策の引継ぎ案件解決のため時間を取られたことなどにより、その実現が十分とは言えません。

しかし、公約実現に向け畑を耕し、種を蒔き、適切に水や肥料を与え大切に育てていますので、春になれば芽を出すものと考えています。

もちろん、成長を阻害する猪対策も大切ですが、政治家は公約を掲げその内容により、町 民の皆様から支持され負託を受けております。

今後も、継続した来訪を促進する「第2のふるさと」づくりなど、上島町の「シー・オブ・ドリームス」を実現するよう、その約束実現へ向け全力で頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、条例案7件、物価高騰対策として町内の福祉施設や医療機関への緊急支援金、肥料や飼料の価格高騰に対する農業支援金、また、子育て支援策として、妊娠・出産の届け出時にそれぞれ5万円を支援する助成金などの補正予算案5件、人事案1件、計13件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点で御説明させていただきますので、よろしく 御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

〇(前田 省二 議長)

これで「行政報告」を終わります。

日程第5、一般質問

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。質問は、最前列中央の質問席に

越智郡上島町議会会議録

て行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までといたしますので、質問項目毎に 行ってください。また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容 を簡潔にまとめたうえでされますよう、お願いいたします。

今回の一般質問通告者は5名です。

それでは、はじめに池本光章議員の質問を許します。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

(池本 光章 議員、登壇)

〇(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番、池本光章でございます。

本日は、「行政内におけるメール等文書の取扱いについて」が一点、「工事発注の際、業者への指導状況について」が一点、2点の一般質問をいたします。

それでは、一点目の「行政内におけるメール等文書の取扱いについて」ということで質問させていただきます。

行政の業務遂行上、また、職員間においてメールのやり取りがあると思いますが、その取扱いについて何か基本的な指針がありますか。

また、そのやり取りのあったメールについて、私は公的のものと判断しますが、行政の業務遂行において公文書とはどんなものか。私文書とはどんなものか。具体的に説明をお願いします。

- 〇(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

〇(杉田 和房 総務部長)

池本光章議員にお答えします。

行政の業務遂行上、また、職員間においてメールのやりとり、その扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律にもあるように、職員が職務上作成し、また取得した文書である以上、守秘義務が発生しますので、職務上知り得た情報等を外部に漏らしていけないことは当然のことでございます。

したがいまして、そのやりとりのあったメールにつきましては、池本議員の御見解どおり り公文書になります。

行政の業務遂行において作成したものは、全て公文書となるため、私文書となるものはありません。

以上です。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

- **O(7番·池本 光章 議員)** (挙手)
- **〇(前田 省二 議長)** はい、池本光章議員。
- O(7番·池本 光章 議員) はい。

私文書とはどんなものか、ちょっと具体的によくわからないんですが、それは置いときましょう。

越智郡上島町議会会議録

(封書を掲げる)こういった封書が、議会事務局宛で議会運営委員会委員長に、以下読み上げる内容のメールが全職員に配信されたようです。

さっき総務部長が言われたような、守秘義務の範疇にあるんだろうとは思いますけど、読み上げさせていただきます。

御礼ということで、町長から全職員に、2022年9月21日、13時50分に配信されたようです。 職員の皆さん全員に送ります。

河端副町長の葬儀に際しては、職員の皆さんから様々な配慮をいただきありがとうございました。

物理的にも見送ることができなかった職員の皆さんにも心から感謝を申し上げます。 庁舎の前で一列に並んで霊柩車を見送ってくれた職員もいました。

思わぬ出来事に、胸に込み上げてくるものがあり、河端君の人徳を改めて見たような気がします。

今回の葬儀は議会と重なったので、議会開始の時間をずらせないか、ずらせなければ休憩 を取っていただけないかと議会運営委員会に2度お願いしましたが、拒否されました。

どちらにしても私は葬儀に参列するのが人の道だと考え、法に則って議場から退席させていただきました。

通夜にも葬儀にも、6名の議員さんが参列されていなかったのが、私の頭では理解できず、 美しい日本はどこに行こうとしているのか、上島町はこんな情のない方向に進むことを食い 止めなければならないと覚悟した1日でした。

上島町長上村俊之。

総務部長、今、読み上げたメールの配信を受けたことは事実ですか。

- O(杉田 和房 総務部長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長)

答えてください。

〇(杉田 和房 総務部長) はい。

事実でございます。

O(7番·池本 光章 議員)

このメールの内容に、虚偽等法に抵触の恐れがある部分について意見を述べます。

第1点は、「今回の葬儀は議会と重なったので、議会開始の時間をずらせないか、休憩を取っていただけないかと議会運営委員会に2度お願いしましたが、拒否されました。」と書かれていますが、議会運営委員会は、一度もお願いを受けておりません。

お願いを受けておりませんし、そもそも議会開始の時間変更は、議会運営委員会とは関係 のないことであります。

会議時間の変更については、上島町議会会議規則第9条第2項に、議長は、必要があると 認めるときは、会議時間を変更することができる。とあります。

会議時間の変更は、議長の裁量範囲内であって、議会運営委員会は、会議時間の変更には 決議できるものではありません。にもかかわらず、議会運営委員会に2度お願いしましたが、 拒否されましたと明記されておりますが、全くの事実無根であり、勘違いも甚だしいもので

越智郡上島町議会会議録

あります。何か議長と相談されたことと、混同されているのではないですか。

以後、十分に気をつけていただきたい。

第2点は、「庁舎の前で一列に並んで霊柩車を見送ってくれた職員もいました。思わぬ出来事に胸に込み上げてくるものがあり」とありますが、とんでもない考え違いをしていませんか。

地方公務員法第30条の服務の基本基準には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあり、また、第35条、職務に専念する義務には、「職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められております。

第30条、第35条に抵触する恐れがありませんか。

しかしながら、それを管理監督する立場の町長が、その行為をかなり賛美されております。 時と場合によるのではないですか。

第3点は、「通夜にも葬儀にも、6名の議員さんが参列されていなかったのは、私の頭では理解できず、美しい日本はどこに行こうとしているのか、上島町はこんな情けのない方向に進むことを食い止めなければならないと覚悟した1日でした。」とありますが、平等権、自由権、社会権を無視した余りにもひどい人権侵害ではありませんか。

このような事実ではないこと、人権侵害に抵触するような批判めいたことを、公文書として発信することは、言語道断であります。

メール等による事件も発生している中、メールの内容を発信する側も受け取る側も十分に 精査、確認していただきたい。

よろしくお願いします。

そして今日、ちょっと気になったのは、今日の町長の行政報告の中で、「公約実現に向け畑を耕し、種を蒔き、適切に水や肥料を与え大切に育てていますので、春になれば芽を出すものと考えています。もちろん、成長を阻害する猪対策も大切ですが」、大体、行政報告とか公文書とかいうものは、誰が聞いても理解できる範囲内の文章が通常ではないかと私は考えますが、ここのこの「猪対策も大切です」が、私非常に理解に苦しみまして、町長が何十年とかかって築いてきた行政畑、この土壌に今回警察のメスが入った。

そのことを十分反省しての猪対策と表現されているのか、どういった意味でこれ表現されてるのか、非常に理解に苦しんでいるところでございます。

そして、メールの中には、「美しい日本はどこに行こうとしているのか」という言葉を、 町長好きですからよく使われておりますが、この前の臨時議会ですか、教育長の入れ替えが あったと思います。前教育長のお別れの挨拶をいただけなかったのは、私ども議員として大 変に残念であります。

こういった気遣いのない仕打ちが果たして美しい日本に繋がるんでしょうか。

O(7番·池本 光章 議員)

では、次の質問を行います。

二つ目の質問として、(議長から「回答はよろしいですか」の声あり)いいです。(議長

越智郡上島町議会会議録

から「はい」の声あり)

二つ目の質問として、「工事発注の際、業者への指導状況について」ということでございますが、工事発注の際、付近住民への周知、騒音苦情対策、安全確保等、業者への指導が行政サイドから当然あるべきと考えていますが、現状はどのように対処していますか。

- 〇(岡本 恭典 建設課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、岡本建設課長。
- 〇(岡本 恭典 建設課長) はい。

(岡本 恭典 建設課長、登壇)

〇(岡本 恭典 建設課長)

池本光章議員の質問にお答えします。

工事内容によっては、通行規制や騒音、埃などが発生する可能性もございますので、請負業者は、契約書や仕様書に基づき、対応しなければならないことを担当課からも指導しております。

上島町の工事発注においては、工事開始及び概要のお知らせを住民の皆様へ上島町防災アプリ、町からのお知らせにより周知しております。

また、工事開始前には、施工範囲の住民へ工事の説明を請負業者が行うように指導し、場合によりましては、役場職員が説明に行っております。

工事期間中は、役場職員が定期的に現場に足を運び、状況を確認しておりますが、今後も付近住民の皆様に、御不便、御迷惑にならないよう対応してまいります。

以上です。

(岡本 恭典 建設課長、降壇)

- **〇(7番·池本 光章 議員)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。
- O(7番·池本 光章 議員) はい。

今説明されたことと、現実と若干ずれがあるんじゃないかと思いますが、私の確認した範囲内におきましては、どうも行政から業者への指導は一切行われていないというように聞いております。

私が職員時代、建設課に勤務しておったころは、入札が済んだ後は、担当課長から業者への指導として、付近住民とトラブルが起きないように十分に注意して工事に当たってくれと。 云々について、業者との話合いの場は絶えずあったように記憶しておりますが、この前確認すると、それは常識の範囲だから、今はやっておりませんと、業者の常識の範囲ですと、いうような回答もいただきました。

その常識の範囲で工事が進められて、付近住民に迷惑がかかっていなければ、何も言うことはないんですが、現実に朝起きてみると目の前が通行止めになってた。業者から何の説明も受けていない。当然騒音も出ます。埃も出ます。

こういったトラブルを避けるために、住民との話合いというのは必ずいるんですね。

それがどうもおかしい。職員の指導がなさすぎるのか、業者の見識が低すぎるのか、そこのところはわかりませんが、それで職員が工事を発注した後、足しげく現場へ通って、状況

越智郡上島町議会会議録

判断するというのも、職務時間の許す範囲内で必ずやっていかなければいけないことですよね。

当然、そこが通行止めになれば迂回路が必要です。その迂回路の整備状況がどうなのか。 その辺のところも十分職員の方が把握されて、その迂回路の状況が悪ければ、それも含めた 工事の発注、迂回路の整備、ちょっと草を刈るとか、見えにくい部分があったらその見えや すくするとか、カーブミラーが汚れとったらカーブミラーの掃除をするとか、いろんなこと が、職員が現場に足を運んでいたら、把握できるんですよ。

どうも職員の方が現場に足を運ぶことをやめておる、そういったことも聞いております。 そして、看板の出す位置なんかもそうでしょ。そこまで行って工事かと。また引き返さないと。迂回路もそこにもあるかもわかりませんが、もう一つ手前の大きな自動車なんかの迂回路というのも考える必要がありますよ。

こういったもうずさんな工事中の管理、どうも業者と役場の職員の間の立ち位置関係とい うのは逆転してるんじゃないんですか。

請負業、請けたら負けるから請負業なんですよね、発注者側のほうが強いはずなんですよ。 発注者側が適正な指導を行わない。行わないんじゃなくて、今行えない状況になってるんじゃないんですか。

以前、私が職員時代に業者の対応があんまり悪いので、課長に業者指導してよろしいかと 伺いを上げたところ、業者から町長にいって、町長から私がひどく怒られるから、池本君、 それはやめてくれと、こんな話が信じられますか。でも現実あったんですよ。

そういった土壌がですね、延々と続くと、そりや職員は業者にものが言えなくなります。 指導ができなくなります。

そういったことにおいて、今回のちょっとした、ちょっとした工事で、ちょっとした案件ですけどね、根は深いような気がしますよ。

そういったことを職員の方は、これ工事の発注だけじゃなくて委託業務でも何でもそうなんですよ。もうちょっと自分が公務員であり、住民のための全体の奉仕者だということを肝に銘じてね、言うべきことはしっかり言ってください。それが住民へのサービスでしょ。

職務命令は、それは聞かないといけないというのはわかります。しかしながら、何のための幹部ですか。幹部というのは、部下を守るのも役目でしょ。そういった意味において、上司に意見する、こういったことも十分必要だと私は思います。

そういった点に、十分これから気をつけていただいて、職務に専念するようお願い申し上 げます。

以上です。

(池本 光章 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

これで、池本光章議員の質問を終わります。

〇(前田 省二 議長)

続いて、濱田議員の質問を許します。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

越智郡上島町議会会議録

〇(10番・濱田 高嘉 議員)

それでは、議席番号10番、濱田高嘉です。

本日の一般質問は、1問行います。

「かみじま生活応援商品券の配布について」お尋ねをいたします。

町民の家計負担の軽減と地域経済に対する支援をするため、全町民に「かみじま生活応援商品券」1人に5,000円を各世帯主宛に各世帯人数分の商品券が配送され、私どもは11月8日押印して受け取りました。この物価高の折、有難く利用させていただいております。

そこで、配送依頼主の観光戦略課にお尋ねいたしますが、町からの各世帯主等への配達される各種通知書、案内状及び商品券等は、これまで「料金後納郵便」「郵便区内特別」と印字された郵便封筒で配達されてきましたが、この度の「生活応援商品券」は郵便から「宅急便」ヤマト運輸に変更されてきました。

どんな理由で郵便から変更されたのか、その理由を御答弁願います。

- O(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。

(黒瀬 智貴 観光戦略課長、登壇)

〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長)

濱田議員の質問にお答えします。

今回の「かみじま生活応援商品券」は、郵便法及び信書便法に該当する郵便物ではなく、 郵便局以外も扱える案件ですので、必ずしも郵便局で扱わないといけないというものではあ りません。

したがって、郵便局から変更と言われるものではありません。

配送方法につきましては、担当課としまして、必ず対象者の方に届けられる方法であること、配送にかかる費用を極力節減することを中心に検討しました。

これらの条件が整い、かつ、配達記録の確認ができるシステムが整備されている郵便局を 含めた民間業者から見積もりをいただいた結果、安価であったヤマト運輸株式会社に依頼し たものでございます。

今後も、配布物の内容、配布方法、配布件数、経費等を総合的に勘案し、適切な業者と契約を進めてまいります。

以上です。

(黒瀬 智貴 観光戦略課長、降壇)

- O(10番·濱田 高義 議員) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、濱田議員。
- ○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

先ほどの課長の答弁でございますけども、私は初めて知りました。

郵便で必ずしも決まってないということなんですけども、これまでですね、私どもが町からいろんな通知書、案内状、それから商品券等、これにつきましてはですね、ほとんどと言っていいんじゃないかと思うんですけども、郵便物で来たと、このように認識しております。

一例を言いますと、町民税県民税納税通知書、固定資産税納税通知書、後期高齢者医療保

越智郡上島町議会会議録

険料金決定書、それから介護保険額決定通知書、督促状及び領収証書等々、それから軽自動車納税通知書領収書も含めてですね、このようなものが来てますし、それから、9月にいただきました敬老者記念日として商品券3,000円がですね、郵便で送られてきております。

そういうことでありましたので、今回どうして宅急便といいますかね、これで来たのかという、不思議な思いをいたしております。

それに関して、確か、配布されて4・5日か、4日ぐらいからですかね、の後ですね、担当課にどうして変わったんだという話と、これ料金はどうなんですかとこういう話を聞きました。その時の担当課の話はですね、こういう趣旨の話でした。

今、担当者が不在ですので、詳しいことわかりませんが、料金は同じと聞いておりますと、 こういう話があって、そういう話があったもんですから、課長としてね、変えた経緯とか料 金とかそれ諸々は、担当者がいなくても、課長は把握しておくべきじゃないかという趣旨の 話をして電話を切りました。

その後、うんともすんとも担当課からも、或いは、課長からも返事がないという状況にあったことは事実です。また、料金につきましても、私には、多分はっきりしませんけどもという前提条件がありましたけども、同じというように聞いておりますと、こういう話でした。

一方ですね、また同じようなことで聞かれた町民の方にはですね、郵便よりも安いんです という話があったという話も聞いております。

こういうことは、どっちが本当なのかということですね。

それと、今回の宅急便ですかね、に変えた総数、その個々の世帯主宛に送られた件数ですね。それから、世帯の人数分ですね、これはいくらほどあったのかどうか。それが、金額がいくらで、差額が郵便と比較していくらになるのか。そういうことも知りたいんですね。

ただ、郵便を使えますけども、他の配送方法も使ってもいいんだという趣旨の話がありました。なおさらですね、今回の商品券の発送がどれだけ財政的にですね、プラスなったのかどうかも含めてですね、当然そういう話だったので変えたというふうに認識しますけども、改めて、全体像は見えてこないということですので、わかれば答弁していただきたいと、こう思います。

それと、今回の変更ですけども、観光戦略課の自発的なですね、経済性とか、能率性とか、 利便性を考慮してですね、担当課の一存で変更したのかどうか。又は、担当課内でですね、 協議した上で、そうすればいいなということで、当然お伺い書といいますかね、起案書とい うんですか、そういうものを上司に提出、或いは、町長に提出して許可を受けて実施したも のかどうか。

そうであれば、その関係書類の提出を求めたいと。それともトップダウンによる変更なのか。それから、宅急便での配送で何か問題があったかどうか。

その点について御答弁をお願いいたします。

- **O(上村 俊之 町長)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長)

まず、私のほうから再度申し上げますが、この「かみじま生活応援商品券」は郵便法及び

越智郡上島町議会会議録

信書便法に該当する郵便物ではないということ。

御案内のように、郵便局もゆうパックというのがございます。これが該当します。

それによって、金額を出したということでございますが、細かい数字に関しては、担当課からお答えいたします。

そして、決裁があったかということに関しては、担当課から決裁がありましたので、こういうやり方でやってもいいですかという決裁がありましたので、決裁をさせていただきました。

- O(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。
- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

ちょっと、御質問が多くて飛びましたら(町長から「数字を言って」の声あり)はい。 まず、差額でございますが、郵便局のゆうパックと今回の差額は11万3,310円となってお ります。11万3,310円の差額でございます。(濱田議員から「これ全体で、全体」の声あり) はい。そうです。

それと、普段、役場から送られてくるのが郵便物であったということでございますが、これは役場から送付する文書の多く、各種通知書、案内書、証明書等は信書に該当する文書でございますので、郵便を利用しなければなりません。

今回の商品券につきましては、そうではなかったということでございます。

それと、「料金が同じと聞いております」というところでございますが、確かに濱田議員からお電話をいただき、私のほうが対応させていただきました。

言葉のニュアンスの捉え方かと存じますが、私がお伝えさせていただいた内容は、対応可能かヤマト運輸に問合せしたところ、郵便局と同じ条件でできるとのことでしたので、見積もりをいただいたところ、ヤマト運輸のほうが安かったので、利用させていただいた。そのようにお伝えさせていただきました。

金額ではなく、条件、方法のことでございます。

- O(10番·濱田 高義 議員) (挙手) はい。
- O(前田 省二 議長)

いいですか。濱田議員、最後になります。

O(10番·濱田 高嘉 議員)

いや、最後って、ちょっと待ってくださいよ。答弁、中身が、返答がないんでね、そういう切り口上でおっしゃらないでいただきたい。

総数は何通というんですかね、この封筒で私どもいただいたんですよね、(宅急便封筒を掲げる)この封筒で。当然これ、うちは2人ですから2枚、2セット入ってこれで送られてきたんですよね。

これを全町配布するとですね、これはいくらかわかりませんけども、11万3,310円というのは、これ3,000件から4,000件近くあると思うんですけども、そうじゃないんですか。そうすると、これは本来、これ300円ぐらいするとすればね、ざっくりですけども、100万ぐらいの送料かかるかと思うんですけども、今、先ほど11万3,310円とおっしゃいましたけども、

越智郡上島町議会会議録

これ桁が一つ違うんじゃないですか。

- O(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

もう一度、数字に関しては担当課から細かくお伝え、数字をちゃんと伝えてください(担当課長へ指示)。

今、申し上げた11万いくらに関しては、先ほど担当が申し上げましたように差額でございます。

- O(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。
- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

件数でございますが、今回の配布対象者は6,326人、世帯数は3,777世帯でございます。(議長から「金額」の声あり)

- O(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。
- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

個々の金額については、企業のこともございますので、差し控えさせていただきます。

- **O(上村 俊之 町長)** (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長)

総額だけ伝えてください。の差額ね(担当課長へ指示)。

個々の、要はいくらになったかという計算式がございます。それにつきましては、各企業の機密事項というか、各企業の数字でございますので、それは控えさせていただきます。

いろんなものを足し算して、合計が出ております。その合計に関しては、担当からお答えさせていただきます。

- O(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。
- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

金額でございますが、ヤマト運輸のほうが167万6,988円でございます。ゆうパックのほうが、郵便局のゆうパックのほうが179万298円でございます。

〇(前田 省二 議長)

よろしいですか。それじゃ最後に、(濱田議員から「いや」の声あり)何か、答えてない。(濱田議員から「私の質問に」の声あり)まだ質問があるそうですが。

O(10番·濱田 高義 議員)

さっき聞いた中の質問の答弁がないので、確認します。

この宅急便に変更しましてね、何か問題が発生したことありますかっていうことについて お答えください。

O(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手)

越智郡上島町議会会議録

- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。
- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

今回、宅配していただきまして、住民の皆様からもクレーム等もいただいておりませんし、 適正に処理されたものと考えております。

以上でございます。

- ○(10番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。
- O(前田 省二 議長) はい。

それでは、最後にしていただきたいと思います。 濱田議員。

〇(10番・濱田 高嘉 議員)

いや、まだほとんど終わってないんですよね。

先ほど、今、数字的なことはわかりました。

今、宅急便にしてね、何ら問題はなかったと認識してますという趣旨の話があったと思うんですけども、私どもの聞いてる範囲はですね、これで送ってきたんだけど、(宅急便封筒を掲げる)うち2人家族だと、ところが1冊しか入ってないと、後で気が付いて、3日4日経って気が付いたんで、これ1部足らんよと言うていいかなという話もあって、役場に電話して了解していただいて、追加の一通をもらった、追加といいますかね、普通の2人ですから、2冊分最終的にもらいましたと。

こういうことがあったということを聞いてますけど、課長聞いてませんか、それは。

- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。
- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

1件ですね、そのようなケースがあったということはお伺いしておりますが、多くの方から、クレーム等はいただいてないと認識しております。

- ○(10番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。
- **〇(前田 省二 議長)** はい、濱田議員。
- O(10番·濱田 高嘉 議員)

1件でもね、あったら、問題がありましたかと聞いたんだから、1件そういうものがありましたという、数が、件数が多い少ないということを議論してるんじゃないんですね。

今回の問題はですね、今、比較したら安かったと、安いからいいんだというふうに私は思ってないんですよね。

これはですね、私は、宅急便に変更してるのはですね、皆さん御存知だと思うんですけどね、弓削港務所、それから、弓削回漕店、それから、宅急便の配送業者といいますかね、これを束ねてるって言いますか、やってらっしゃるのはですね、かみじまマネジメントさんですよね。

それを承知の上で、担当課長は課内で協議をして、安いから、差額が10万円ぐらいですかね、差額が10万ぐらいすかね、だから、そっちにしたいということを上に上げて、上が了解したと、いうことというふうに答弁があったと思うんですけど、そうで、それいいんですよ

越智郡上島町議会会議録

ね。

そうであればですね、私はちょっとね、気遣いが足らないと私は思うんですよね。気遣い と言いますか配慮が足らない。

今回の宅急便の変更はですね、上島町から1事業者への便宜供与、利益供与、もっと言うと、利益誘導といった特別扱いとなり、問題であると私は認識しております。

当然、担当課としても問題ないと考えているのか、先ほど言いました港務所であれ、回漕店であれ、宅配便であれ、これは、かみじまマネジメントさんが運営してる会社であります。

そこに一極集中というか、我田引水といいますか、そういうふうに受け取られてもおかしくないような利益供与を自らがやってると、そうじゃないんですか。そう思いませんか。

私はそう思ってですね、どうしてかと言いますとね、10月の20日でしたかね、それから11月の10日、2回にわたって、今回の町の不祥事が新聞、テレビ報道されました。

これで町民はね、みんなそうだと思うんですけど、ピリピリしてんですよ。いろんな意味で。

そういう最中にですね、今言った一極集中的な、さも忖度したであろうと考えられるような事業者に仕事を渡すと、これはもっと違ったね、同じような配送業者に渡すんであれば、まだ話としては理解できるとこありますが、これはこういう形でのそのね、行政運営といいますかね、政治姿勢というんですか、これは私は問題があると思いますし、もうそこはね、踏み込んでならないテリトリーじゃないかと、このように思ったりもするんですけどね。

それを何ら配慮はないんですかね。同僚の職員が苦労してるんですよね。長い時間拘束されて。そういう中で、この時期にこれをやるかというのが私の実感ですよ。

これについて、御答弁願います。

- **O(上村 俊之 町長)** (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- O(上村 俊之 町長) はい。

忖度という言葉とか、利益供与とかいうお言葉を使われておりますが、誰かを悪者にした いんだろうとは思いますが、そういうことは一切ございません。

それと、先ほどから言ってるように、他の自治体も同じような対応をしております。

これは宅配、正式な言葉はよくわかりませんが、宅配物でございますから、郵便局が独占してやらなければならないことではありません。

郵便局も民間企業でございます。ゆうパックという対応があって、どちらが安いかという ことで、安いほうで、町民の皆様のために安いほうにやらせていただいたということでござ います。

議長のほうからも一般質問においては、個人情報とか様々なことを配慮して御質問するようにという御指示が出ております。

どうか、個人的な思い込みにより、真面目にやっている民間企業に御迷惑をかけないよう な御発言をお願いいたします。

なお、ヤマトさんが請負っております。そして、魚島は魚島の業者さん、岩城は岩城の業者さん、弓削は弓削の業者さんというところで、よくわかっている業者さんが配達している

越智郡上島町議会会議録

ということでございますので、一方的に、一つの会社が利益誘導してるというような御発言 はお控え願いたいと思います。

〇(前田 省二 議長)

これで、濱田議員の質問

- **〇(10番·濱田 高義 議員)** (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長)

一般質問3回までいう申合せ事項でやっておりますので。

O(10番·濱田 高義 議員)

いや、町長の答弁はね、私の質問に対してですね、個人情報だとかね、そういう質問するなという趣旨の話がありますけど、これ違うでしょう。

こういうね、一極集中的にねやると。これまで町長はね、みんな公平に商売ができ、商いができていい町にしたいと、こういう趣旨の話をされてますよ。

だから、私が最初に言ったように、変えるのは結構ですよ。決まってない、法律で決まった縛りがないんであれば。

ところが、9月に頂いた同じような商品券3,000円でしたと思いますけども、これは郵便できてますよ(郵便封筒を掲げる)。敬老会の一人3,000円、うちは2枚、6,000円頂きましたけども、こういうふうに郵便できてるんですよ。

それを敢えてね、今回は縛りがないから(宅急便封筒を掲げる)こういう大きなものでやりますと、要は、私が言いたいのは、やはり他の業者さんがやるんだったらまだしも、課内で協議して検討し、なおかつ、それで上にあげたんだったらね、それはそれで結構ですけども、そういう稟議書といいますか、願い書といいますかね、そういうもののコピーは後で議会のほうに提出してください。

口頭だけじゃないでしょう、これは。従来は、こういう郵便で(郵便封筒を掲げる)3,000 円の商品券送られてきてんですよ。

ぜひ今後は、やっぱりこういうことについてもですね、事件があってその最中にね、これをやるかというのがね、私の実感ですし、町民も同じように思ってると思いますよ。なんでこんな(宅急便封筒を掲げる)大きなものがきたんだと。

いや、もらってありがたいですよ。ありがたいですけどやはりね、これは公平に、特にそ ういう誤解をされないように配慮するのが行政の建前といいますかね、形じゃないかとこう 思っております。

そういうことを申し上げまして、私の質問は終わります。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

はい。

- **O(上村 俊之 町長)** (挙手) 議長。
- **〇(前田 省二 議長)** はい、何かありますか町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

先ほどの御質問にあった3,000円の商品券につきましては、郵便局が配達したほうが安い

越智郡上島町議会会議録

から、そちらのほうにさせていただいております。

適正な方法で、町民が負担する費用を少なくなるように、適正にやっておりますので、これケーブルテレビで、私も答えるのをやめようかなと思ったんですけど、ケーブルテレビで町民の皆さんに流れておりますから、誤解をされてはいけないのでお伝えしておきます。

前の商品券は、郵便局がやったほうが安かったからそうさせていただいた。今回の商品券は、民間業者、郵便局も民間業者ですが、適切な安い経費で責任をもって対応してくれる業者がいたので、そうさせていただいた。公平公正にやっておりますので、よろしくお願いいたします。

〇(前田 省二 議長)

はい、これで濱田議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。再開は10時半から、30分からといたします。

(休 憩 : 午前10時21分 ~ 午前10時30分)

〇(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、藤田議員の質問を許します。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田 徹也 議員、登壇)

〇(3番・藤田 徹也 議員)

議席番号3番、藤田徹也です。

本日は、「公有財産利活用の進捗状況について」を質問させていただきます。

令和4年6月定例会に一般質問された公有財産の活用について、進捗状況をお示しください。

まず、岩城プール跡地及びテニスコートについては、スケボーパークに利用できないか協 議、検討していると答えられましたが、その後どうなのか。

次に、旧海光園については、有利な起債を活用できる跡地利用の方法を検討しているが、 良い提案がなく苦慮していると答えられましたが、その後どうなるのか。

そして、波間田キャンプ場近くの農地、海原地区の農地、弓削地区のテニスコートなど、 たくさんの普通財産については、各課において見直しを行い、今後どのような方向性にもっ ていくか、一覧表にまとめていきたいと答えられましたが、その後どうなのか。

最後に県営のヨットハーバーについて、チームをつくって対応させていただくと答えられましたが、その後どうなのか。

それぞれの進捗状況をお示しください。

- 〇(杉田 和房 総務部長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

越智郡上島町議会会議録

〇(杉田 和房 総務部長)

藤田議員にお答えします。

まず、岩城プール及びテニスコートの跡地につきましては、担当課においてスケボーパークの視察を行うなど、財源などを含め総合的に検討している状況です。

次に、旧海光園につきましては、以前にもお知らせしたとおり、躯体の一部が損傷しており、老朽化により建物の活用は困難な物件でございますので、町からの支出を抑えるため、 有利な起債を活用できる跡地利用として、公園整備等について検討しております。

第2回定例時に、たくさんの普通財産については、各課において見直しを行い、一覧表に してまとめていきたいと回答いたしましたが、今現在は各課において見直しを行っている段 階でございまして、見直しができ次第、一覧表としていきます。

また、水辺のにぎわい空間、ヨット等係留施設整備については、従前より専門業者並びに 県担当課と協議を重ねており、県から国への整備方針等を報告していただいているところで す。

今後、国からの方針等が確認できましたら、町関係機関並びに議会へ協議報告の上、計画 を進めていきたいと思います。

以上です。

よろしくお願いいたします。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

- **O(3番・藤田 徹也 議員)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、藤田議員。
- O(3番・藤田 徹也 議員) はい。

ではですね、岩城プール跡地については、私も9月定例会にて研究施設を兼ねた養殖場、つまり漁協及び生産者、民間企業、大学、行政等が連携し、産業振興を推し進める施設にしてはどうかと質問させていただきましたが、漁協等の団体から要請があれば検討させていただくということでした。

例えば、そのような漁協等からの要請があれば、岩城プール跡地、この場所は別として、 行政として協力体制をとっていただけるのか。

これをお聞かせください。

- 〇(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。
- 〇(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

農林水産課といたしましては、現在、岩城・生名漁協さんのほうで、ヒジキの養殖等は実施で協力しております。ですので、養殖業、一次産業について、町で御協力できる要望がございましたら、協議検討を進めてまいりたいとは思っております。

- **〇(3番・藤田 徹也 議員)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、藤田議員。
- ○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

今ですね、魚島漁協さん、弓削漁協、そして、岩城漁協さんにおいても、海を豊かにして

越智郡上島町議会会議録

いこうじゃないかという機運も高まってきてますので、私はもう別に岩城プール跡地、ここでないといけないというふうにこだわってるわけではございません。そういう関係機関、もう、いろんな団体が協力して、瀬戸内海の酸素不足、栄養不足に取り組んでいける体制ができたらいいと思っているので、ぜひ、そういう機運が高まりましたら、御協力のほどお願いいたします。

次に、県営ヨットハーバーについてですが、これは夢の広がる話だと私自身ワクワクします。私の勝手な思いですが、下弓削港に80フィート級のクルーザー、これが10隻ほど並び、ウッドデッキにはたくさんの観光客が溢れ、会場には係留しているクルーザーを一目見ようとセーラーたちが集まってくる。ゆめしま海道を走るサイクリスト、ヨットによる観光船、シーカヤック体験、SAP体験を楽しむ観光客、道の駅には地元住民と観光客が触れ合い、いきなスポレクの週末、そして長期休暇には合宿等による熱気で溢れ、フェスパ駐車場には他県ナンバーがずらりと並び、楽しそうな家族でにぎわっている。何度も言いますが、私の勝手な思いです。

しかし、このヨットハーバーが上島町の全てのポテンシャルを上げてくれる事業だと思います。チームの立ち上げから完結までの道筋があればお聞かせください。

- O(上村 俊之 町長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- O(上村 俊之 町長) はい。

まず、ヨットハーバーといいますか、水辺の触れ合い空間については、藤田議員と考えは 一に、同じでございます。上島町が今後どう生き残っていくか、どう発展していくかという ことを考えた場合に、やはり海を或いは港湾を活用すべきであると思います。

御案内のように今港湾は、例えば、補助金もらってるから、これじゃないと使っちゃいけない。漁業関係の埋立地は漁業じゃないといけない。そういう流れの中から、漁業に関しては、今、海業という言葉が使われているように、もう漁業だけではなくて、海の業としてやっていこうという国の方向が出ております。

それと同じように、県の管理港湾、或いは町の港湾ございますが、協力し合って、更に移住者、或いは交流人口が増えるように、それとワーケーション、2拠点生活、リアルライフということが今動いておりますので、そういった方向に向けて、しっかりと協議を重ねてまいりたいと思っております。

行政報告でも申し上げましたように、シー・オブ・ドリームスという、私ども、上島町、 島々の人間は海を拠点に、これからの政策を展開していくべきだと思っておりますので、そ の経過については、またその都度御報告させていただきます。

どうか議員の皆様の御協力、御理解もいただいて、共にこの町、上島町発展のために、この計画を練っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇(3番・藤田 徹也 議員)** (挙手) はい。
- O(前田 省二 議長) はい、藤田議員。最後になります。
- O(3番・藤田 徹也 議員) はい。

上島町にとって本当にですね、夢のある話。ぜひ実現に向かって、推し進めていただきた

越智郡上島町議会会議録

い。これを懇願いたしまして、私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

はい。これで藤田議員の質問を終わります。

〇(前田 省二 議長)

続いて、大西議員の質問を許します。

O(8番·大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

〇(8番・大西 幸江 議員)

議席番号8番。大西幸江です。

今日は質問を三つ用意しております。よろしくお願いいたします。

一つ目はですね、「主権者教育の取り組み方針は」ということで質問させていただきます。 令和4年11月20日、愛媛県知事選挙が行われました。ですが、投票率は県全体で33.95%、 前回の県知事選挙より5.1%減でした。

上島町においても、前回の選挙の投票率は、64.83%に対し、今回は63.57%と1.26%の減となっており、投票率の低さに歯止めがかかっていない状況です。

投票率の低さについては様々な議論がありますが、特に若者世代の投票率が非常に低いといわれており、若者や現役世代に投票行動を促す取り組みが必要だと感じるところです。

上島町においては、投票率アップを狙って、防災無線や防災アプリでの呼びかけや車での 啓発のアナウンス、他にも期日前投票はもちろんのこと、投票場所を商船学校内に設けたり、 今回の知事選挙から期日前投票が自分の居住エリアでなくてもできるようになるなど少し ずつですが、選挙に関しては様々な配慮がなされてきていると思います。更に、今回は投票 した方にはかみりんの投票所の来場証明カードを配布するなど新たな取り組みも見られま した。

他にも同じ愛媛県下の取り組みとしては、子ども議会を実施して小学生や中学生の頃から主権者教育を行っている自治体もあります。

そこで質問します。

かみりんの投票場への来場カードは、どのような理由から制作、配布に至ったのでしょうか。また、今後上島町として主権者教育は、どのように行っていくつもりでしょうか。 お答えください。

- 〇(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。
- 〇(前田省二議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

〇(杉田 和房 総務部長)

大西議員にお答えします。

御質問いただいた投票所来場証明書についてですが、近年、他の市町村において、投票率 向上を目的として、御当地キャラクターなどあしらい、工夫を凝らしたデザインの投票所来

越智郡上島町議会会議録

場証明書が発行されています。

本町においても、有権者の方が少しでも選挙に親しみを感じ、投票所に足を向けるきっかけに繋がればということで、今回の愛媛県知事選挙から試験的に導入、作成したものです。

今回作成した投票所来場証明書は、投票したことを証明する投票済み証明書ではなく、投票書に来場したことを証明するカードになっています。

これは、投票された方だけでなく、投票所に一緒に来た子どもにも配ることができるようにすることで、選挙に興味をもってもらうきっかけとなることを目的としております。

続いて、主権者教育についてですが、若年層への啓発活動の実施は、選挙管理委員会としても重要な活動として捉えており、弓削高校においては、令和2年から始めて今年で3年目となり、毎年、授業の一環として、愛媛県選挙管理委員会等と協力して、主権者教育を実施しております。

この他、各小中学校から依頼があり、生徒会役員選挙や授業の際に、投票箱や記載台の貸出しも行っております。

今回、愛媛県知事選挙に際しましても、期日前投票所の選挙事務従事者としての協力だけに限らず、弓削商船高等専門学校の商船祭で、開会式に時間を設けてもらい、学生に投票の啓発活動を行ったところです。

今後につきましても、商船学校の教員と新たな主権者教育の実施について、協議検討を進めているところです。

以上です。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

- O(8番·大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- ○(8番・大西 幸江 議員) はい。

かみりんのカードですね、かわいらしいカードで、確かに来場された方にお配りしたんだ と思うんですが、一部では行ったけどそんなんもらわんかったと言ってる方もいらっしゃい ました。

なので、取り組むんであれば、やはり、皆さんに配らないとなかなかこれ浸透していかないと思うんですよね。

まずは、カード自体の意味が皆さん全然わからないので、結構何人もの方から、これは無 駄だというふうに私も言われました。

他の自治体でこういう取り組みをやってることは私も知ってます。選挙割っていう活動なんかもね、民間でムーブメントとしてやっているところもあるので、それはそれで一つの投票行動を促すことなのかなとも思うんですけれども、まずこのカードを作るんだったら、試験的とはいえ、先にやはりお知らせして、皆さんこういうものを配布しますとか、何か言わないともうこの紙切れが、何なんだこれはっていう状況になってるんですよね。

実際調べてみると、日本全国では、2021年の衆院選では、61.1%の自治体がこういう証明書などを発行しているそうです。

確かにさっき部長が答弁されたように、御当地キャラクターだとかね、カードに留まらず、

越智郡上島町議会会議録

ただの紙切れのとこもありますけど、ハガキだったりとか、結構集めてる収集家の人もおられるようで、それはそれで一つ楽しみになっていいのかなと思いますけれども、それが上島町のまずニーズに合ってるかどうかなんですよね。

意味もわからずに、こういうものを配って、ていうふうになると、何だろうこれはってい うのになって、これは使えるんですかと職員の人に聞いたら、さあとか言われたとかいう話 も聞くし、やっぱこの辺の、まずは作るんだったらその作る意味、意義っていうのを、職員 の方にも、その選挙の立会人の方にも御説明していただいて、ちゃんとした説明をしてもら わないと、もう全然本当に紙くずになってしまうんですよね。

発想が悪いとは思いません。でも、やるんだったらやり方はあると思います。その辺はどのように考えてこれをやられたのかということと、選挙の投票率上げるための主権者教育を商船とかね、高校生には、いろいろやってらっしゃるんですけれども、もうそれだと選挙直前ですよね。

小中学生には、生徒会の役員選挙の時に行ってというお話あったんですけれども、もっと 参加するような、自分が投票に行くっていうだけじゃなくて、子ども議会なんかの自分たち が政治に参画するような形に変えていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺 教育長はどのようにお考えなのか、この2点、お答えください。

- 〇(上村 俊之 町長) (挙手) はい。
- O(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

まず、投票率に関して、行政報告でも申し上げておりますように、前回の参議院選挙、今回の知事選挙、愛媛県下で上島町はトップでございます。1. 何%下がったと言いますが、他の自治体は20%台のとこもございます、投票率。ぜひ、職員を責めるだけではなくて、担当職員一生懸命頑張ってると、ということもお認めいただきたい、そのように思っております。

御指摘がありました詳細につきましては、担当課或いは教育長のほうからお答えさせてい ただきます。

- **O(清水 伸 教育長)** (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、清水教育長。
- 〇(清水 伸 教育長) はい。

学校ではですね、学習指導要領に基づいた主権教育では、社会科や公民科だけでなく教育 課程全体で取り組んでおります。児童生徒の負担に配慮しながら、総合的な学習の時間や特 別活動など教科間等での連携を図っております。

学校だけでなく、家庭や地域を対象として行う取り組みも重要と考えております。地域や 児童生徒の実態に応じて、児童生徒の負担にならないよう学校とPTAが判断して実施する のも一つと考えております。

先ほどの子ども議会の件ですが、確かに主権教育を推進するにあたって、子ども議会も取り組みの一つです。児童生徒の実態に考慮し、児童生徒の負担にならないのであればですね、 学校と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

越智郡上島町議会会議録

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

かみりんの投票所への来場カードにつきましては、当然のことながら選挙割等々につきまして、選挙管理委員会事務局においても協議は行いました。しかしながら実施に向けてですね、民間の自主的な取り組み等々の協力も必要でありますので、今回の選挙には間に合わなかったということでですね断念いたしまして、選挙に興味をもってもらうきっかけになることを目的とさせていただきまして、試験的に導入、作成させていただいたところでございます。

- O(8番·大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- ○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、そうしましたらですね、何か私が職員を責めているような話をされたんですけど、別に攻めてませんよ。上島町は投票率トップで高かったのは私も認識してますよ。下がったのも1.26%しか下がってないので、ただ、ただです。町の選挙に比べて投票率は、でも2割ほど低いですよね。

どの選挙も、本当にいかなくちゃいけないっていうふうに思えるような取り組みを、やっぱりしなきゃいけないと思うんですよ。自分たちに直接関わることのほうが、当然選挙には行こうという気になるのはわかるんですけれども、でも、大きな意味で言えば、県知事だって国会議員だってみんな私たちのためになる部分もあるし、そこを監視しないと主権者教育っていう意味では違いますよね。

ただ、町の町長や議員の選挙だけが8割を超えていればいいという問題じゃないと思います。職員の方が十分に努力しているのはわかるんですけれども、先ほども言ったように作るんだったら、やっぱりどういう意味なのか、意義なのかっていうことは、ちゃんと全員で共有すべきだと思います。

選挙割をしてくださいっていうわけじゃありません。配ったり配らなかったりとかね、こういうことがあると、えっ知らんかった。だから次の時に同じようにやっても意味がわかってなかったら、選挙にじゃ行きましょうっていうふうにならないでしょ、みんなが知らなかったら。そこを言ってるんですよ。

だから、試験的でもやるんだったら、選挙に来られたらこんなかわいいカードもらえますとかっていうような宣伝があってもよかったんじゃなかったんかなと。じゃないと何のためにやってるのか、何でこれが配られてるのか。まして職員もそれは説明できないってなったら、どういうことですかって住民はもっと思うじゃないですか。だから無駄だって言われるんですよ。なのでそういうふうにならないようにしていただければいいと思います。

その辺は、次回の選挙の時には、やはり候補のやりようがいろいろあると思うので、御検 討いただきたいですが。それはお答えをまたお願いします。

それとですね、先ほど教育長が生徒の負担にならないようにということを繰り返されて、 教育課程全体で、地域を含めて主権者教育をやっていきたいということだったんですけれど

越智郡上島町議会会議録

も、他の自治体でやってるんですよね。

私からするとですね、今上島町が、8月に何だったかな、子どもサミットやってますよね。 子どもサミット、もう毎年毎年やっていて、人権教育の一環かなと思ったりもするんですけれども。もうそろそろネタが尽きてきたんじゃないという感じも受けてます。

というのは、宣言を作ったり、それに対する取り組みを各学校がいろいろ行ってます。でも、それ毎年毎年もう繰り返しになってるんですよね。そしたら、今度それを新しい取り組みとして、子ども議会に振り向けてもいいんじゃないかと。子ども議会の一番先進的な例としては、どこだったかな、遊佐町っていうあれ何県でしたかね。皆さん聞いたことあると思うんですけども、山形県の遊佐町で行われている少年議会っていうのがあります。

当然教育長はこういうことにはね、目ざとく知っていただいてると思うんですけれども、ここでは、まず生徒たちに、いろんな校区の生徒たちに立候補してもらって、みんなで投票して議員を選びます。子どもの議員ですよ。町長も選びます。その中で、実効性の伴った取り組みということで議会を開きます。議会を開いたらば、今度は当然、町の出番なんですけれども、予算を45万円つけてもらって、子どもたちが考えた、立案した政策を、実際にやれる予算がついている。

こういうことやっていくと、どういう循環が生まれてるかっていうと、若い子たちが、も う18年やってるそうなので、若い子たちが自分も選挙に出たい、議員になりたい、町をよく したい、町に帰ってきたい、そういう効果が出てるそうです。

こういう取り組みに、ぜひ変換をさせていっていただきたいんですが、一足飛びにとは言いません。まずは、議会傍聴からお願いしたいんですけれども、その辺のお考えはいかがですか、教育長。

- **〇(清水 伸 教育長)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、清水教育長。
- O(清水 伸 教育長) はい。

確かにいろんな問題もありますが、検討してみる価値はあると思います。 以上です。

- **〇(杉田 和房 総務部長)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

投票書の来場証明書については、目的が選挙に興味をもってもらうということのきっかけ ということですんで、今後の選挙においても周知方法、或いは配布方法等またブラッシュア ップさせて、続けてまいりたいと考えております。

- O(8番·大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- **〇(前田 省二 議長)** はい、大西議員。
- O(8番·大西 幸江 議員) はい。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、周知方法を考えていただいて、子ども議会のほうも、できれば、小さいところからでいいので検討してもらって、主権者を育てていくという方向でお願いしたいと

越智郡上島町議会会議録

思います。はい。

O(8番·大西 幸江 議員)

じゃあ、2問目に入ります。

2問目はですね、「第2次上島町男女共同参画推進計画の現状と課題」というタイトルで お願いします。

令和3年3月、第2次上島町男女共同参画推進計画が策定されました。

計画の理念として、男女が共に生き生きと活躍できる上島町が掲げられています。

基本目標は、男女共同参画の視点に立った意識改革、家庭生活と地域活動での男女共同参画、男女間のあらゆる暴力の根絶、女性の社会参画と女性活躍の推進、仕事と生活の調和の推進となっており、さらに基本政策も定められていることから、我が町の男女共同参画を進めていく上での大切な指針となっています。

この中で、女性の社会参画と女性活躍の推進では、積極的改善措置(括弧ポジティブアクション)の導入による女性の参画拡大が方針として掲げられています。ですが、本年秋に発表された令和4年度4月1日現在の特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況では、目標数値が設定されておらず、積極的改善措置を導入するのであれば、目標値の設定は必要ではないでしょうか。

また、仕事と生活の調和の推進では、職業生活での均等な雇用環境整備と職業生活での女性活躍の推進が方針として掲げられていますが、令和4年5月広報かみじまの人事配置表を見れば、上島町の非正規職員(会計年度任用職員)は約50名。上島町の行政運営の大きな力となっていることは間違いありません。

そのうち約8割の方が女性となっており、非正規の働き方や女性の貧困が問題となる中で、本来、解消に向け努力すべき自治体が、非正規職員(会計年度任用職員)と正規職員の処遇の格差拡大を容認するような、今回の賃上げの条例改正案を上程するということは、上島町が策定した男女共同参画推進計画にも反するものと考えます。

そこで質問します。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律で定められて、特定事業主計画を策定し 公表義務のある項目を情報公開しているかと思いますが、計画策定の際、状況の把握や課題 の分析はどのように行いましたか。

また、第2次上島町男女共同参画推進計画に書かれている積極的改善措置、ポジティブアクションを今後どのような形で進めていきますか。

よろしくお願いします。

- 〇(杉田 和房 総務部長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

〇(杉田 和房 総務部長)

大西議員にお答えします。

御質問の前段部分、特定事業主行動計画策定の際の状況の把握や課題の分析についてです

越智郡上島町議会会議録

が、計画策定時の現状把握は、過去5年間の職員の休暇日数や育児休業の申し出、時間外手当の時間数等、必要な項目を集計して行っております。その結果を項目毎に年度間で比較し、前回計画による目標値を達成してないものがあれば、その要因を検討・協議し、新たな目標の設定、目標に到達するための方針をまとめ行動計画としております。

また、積極的改善措置、ポジティブアクションの進め方ですが、人事部局といたしましては、特定事業主行動計画内に女性の管理職を増やす取り組みと目標を掲げ、積極的な女性管理職の登用に取り組んでいることは御案内のとおりです。

上島町の現状といたしましては、令和4年4月1日現在、一般行政部門の女性管理職の割合目標の10%を大きく上回る約30.3%の女性管理職が活躍しております。全部門での割合につきまして約23.5%となっており、今後も更なる取り組みを続けてまいります。

以上です。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

- O(8番·大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- ○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、今、状況の把握と課題の分析っていうところなんですけれども、もう当然御存知だと思いますけど、(ガイドブック資料を掲げる)これ御存知ですよね。女性活躍推進法特定事業主行動計画の策定等に関するガイドブック、令和2年3月版、これが最新なんです。これどこだったかな。男女共同参画のところのホームページに国のね、出てます。

これによるとですね、いろんなことが書いてあるんですけれども、まず第1のステップとしてですね、行動計画策定に当たっての課題分析・数値目標設定・取組内容の決定というところが、これを決めるときにね、一番最初のステップとして書かれてます。

その中に、目標数値ってありますよね。でも、上島町が公表している資料を出すとですね、 (町公表資料を掲げる)見てください。目標数値ないんです。公表するんだったら、目標数値を書いて公表しなさいっていうことは、このガイドブックにきちんと書かれていて、その書式までここについてるんですよね。 (ガイドブック資料を掲げる) こういうふうに。

さっき言った協議・検討しておりますと課題について、おっしゃってたんですけれども、 その協議・検討したことは、(ガイドブック資料を掲げる)ここに書きなさいってなってる んですよ。でも、上島町の見てください。(町公表資料を掲げる)これ、数字だけ。どうで すか。

特定事業主行動計画は、自治体が決めるように言われてて、どこの自治体も決められてます。ここだけじゃなくて、愛媛県下の他の自治体も目標数値が決まってないとか、そもそも公表もしていないとかっていうところもたくさんあるので、公表しているということに関しては、ちゃんとやってるんだな、わかってるんだなと私は思って見てたんですけれども、よくよく見てみると、あれ、目標数値ないよね。男女共同参画推進計画には、ポジティブアクションってなってますよね。積極的改善ですよ。

でも、積極的改善するのに、(町公表資料を掲げる)とりあえず数字公表してただけじゃ 積極的改善になりませんよね。先ほど課長、役付きの女性職員が増えてるんだってなりまし

越智郡上島町議会会議録

たけども、それだって、年齢が来たからというか能力も当然ありますけども、それで順番に 上がってきてるっていう話ですよね。

ということなので、まずこのガイドブックをちゃんと見ていただいて、数値目標を設定してきちんとした分析を公表していただきたいんですけれども、それはどのようにして、いつまでにしていただけますか。

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

御指摘の部分の目標数値ですが、特定事業主行動計画内には記載してたんですが、公表してる数値のところにですね、目標数値の記載がされてないということで、こちらはすぐさま改善したいと思います。

以上です。

- 〇(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- ○(8番・大西 幸江 議員) はい。

いや、そしたらこの分析の内容、何年度はどうで、取り組みはどうでというのは、これはどう、いつまでに書いていただけますか。

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

これも同じタイミングで、同様に記載させていただきます。

- **〇(8番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。
- **〇(前田 省二 議長)** はい、大西議員、最後になります。
- O(8番·大西 幸江 議員) はい。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、まず、特定事業主の行動計画をまず直していただいて、資料もね、それから取り組みのほうに、積極的なポジティブアクションというところに移行していただきたいと思います。

そのためにはですね。やはりもっと予算が必要です。正直言って。住民にやってる講演会等々、出席状況どうですか、住民課長。いつ行っても席がガラガラで、しょうがないから職員の方が座ってると。これで住民に向けて、男女共同参画です、積極的なポジティブアクションですって言えますか。

この辺はどのようにお考えですか。

- 〇(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。
- 〇(田房 良和 住民課長) はい。

まず、男女参画推進会議というのも、年に2回ほど開いております。その辺でですね、委員の方にもアイデアもいただきながらですね、町全体でですね、男女参画を進めていくよう

越智郡上島町議会会議録

な取り組みを今後実施していきたいと考えております。 以上です。

- **〇(8番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長)

はい、大西議員、2番目の質問は最後になります。 続いて3問目に入ってください。

O(8番·大西 幸江 議員) はい。

予算をたくさんつけますとは言えないと思いますけれども、少なくとも男女共同参画の会議は2回と言わず、もっと開いていただいて、アイデアをもっと出してもらわないと、これ全然進みませんよ。

女性活躍ということで、先ほども役職の方を増やすという話が出てましたけども、実際には、令和3年の4月1日現在、上島町は、市町の委員会等における女性登用状況という(県公表資料を掲げる)こういう県が発表している数値があるんですけれども、これで20市町中、下から2番目です。決して登用は進んでいません。なので、ぜひポジティブアクションということですから、もう少し積極的にやっていただきたいと思います。

〇(8番・大西 幸江 議員)

はい、そしたら3問目に移ります。

3問目は、「物価高騰対策への取り組みは」ということでお願いします。

長引くコロナとウクライナとロシアの戦争によって、輸入に頼っている我が国では、様々なものが値上がりを続けています。電気代やガソリンなどの燃料代はもちろん、食料品も相次ぐ値上がりで家計が大変です。値上がり幅も数パーセントのものから電気代などは2割3割の急激な値上がりで、賃上げが価格高騰に対応できない状況です。

前回の補正予算では、住民税非課税世帯への緊急支援の5万円や、農林水産事業者向けの 肥料や燃料費の補助が計上されたのみで、広く一般への支援金や補助金は、まだ決まってい ませんでした。

今回の補正予算では、飼料代等補助金の予算が組まれているようですが、それ以外の対策は特に目立ったものはなく、我が町の物価の高騰にあえぐ住民や商業者へ向けての取り組みが遅れていると感じます。このまま続けていては、人々の生活は困難をきわめ、町内の事業者は姿を消していくということになりかねません。

例えば、他市町では、住民税非課税世帯に加えて、ある一定の基準までは2万円の支援金を出すという話も聞きます。他にも、水道代を1年間無料にするとか、給食費を限定的に無料にするなど、住民の生きることへの負担を少しでも軽くする取り組みを考えています。

お隣、尾道市では、電気代の高騰を受けて脱炭素の取り組みの一環として、事業者のLE D化に対して補助金を出しており、非常に好評であると伺っております。

そこで質問します。

住民の生活や町内事業者を守っていくために、急激な物価の高騰に対しての対策はどのように考えていますか、お答えください。

〇(杉田 和房 総務部長) (挙手)

越智郡上島町議会会議録

- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

〇(杉田 和房 総務部長)

大西議員にお答えします。

これまでの物価高騰対策に対する取り組みとしては、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金や、県市町連携による愛媛消費活性化支援事業補助金を活用し、物価高騰の 影響を受けた住民や事業者に対する支援を行ってきたことは、予算計上時に議会に提案説明 させていただいている案件でございますので、御案内のとおりです。

更には、この度の12月補正予算におきましても、高騰する肥料や飼料価格に苦しむ農業者への支援を行うほか、物価高騰の長期化により、光熱水費等の運営経費が増大している医療・福祉施設に対する支援金の予算計上を提案させていただいております。

このように、今後もしっかりと財源を確保した上で、物価高騰対策として効果的な事業の 実施に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

- 〇(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- O(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- O(8番·大西 幸江 議員) はい。

はい、今説明を受けたのは、もうほとんど国からの補助金があるとか、国がこういうふう にやりますとほぼ決まったものを町がお金を受けてやってるっていう話ですよね。

それがいかんとは言いませんよ。もちろんそれはありがたいですし、やっていないとは言いません。

でも、さっき質問の中でも言ったように、それとは別に、もう少し広く支援を受けられるように、他所の自治体ではいろいろ取り組みしてるじゃないですか。給食費を限定的に無料にするとか、水道代を何ヶ月かタダにするとかやってるんですよ。

事業者に対しても、確か愛媛の応援金とかいろいろコロナでありましたけれども、もうそれとは別に、この電気代の上昇とか燃料費の上昇を考えたら、農業や漁業だけじゃなくて、商業されてる方も非常に苦しんでおられます。みんな電気は使いますからね。一般家庭も同様です。

それは別に、住民税非課税世帯だけが電気をたくさん使ってるわけじゃなくて、普通に課税されてる世帯も同様ですよ。

そういうことを考えたら、もう少し町が何か努力してできることを考えていただけたらと 思うんですけれども、そういうお考えはありませんか。

- **〇(坂上 将人 総務課長)** (挙手) はい、議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

先日、国の2次補正で7,500円を増額するなどの話もありましたので、今後その辺りの交

越智郡上島町議会会議録

付金、自主財源を含めた支援策を検討していきたいと考えております。

- **〇(8番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。
- O(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- ○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、これから検討していただけるんですね。

その検討する時には、できるだけ網の目から漏れないように、多くの方に。それと、ちょっと私は個人的に気になってるのは、今、農業漁業とかはね、一次産業には結構出てるんですよね。なんですけど、商業者の方への支援っていうのが、飲食店は結構やりましたけど、それ以外の製造業とか、あとサービス業。サービス業つっても飲食店じゃないサービス業の方なんかが、なかなか難しいのかな。二次産業ですかね。

その辺も、支援策を十分に考えていただいて、実際ここにも書きましたけれども、LED 化の事業は東京都とかでも非常に有効で、好評だという話を聞いてます。

それ以外にも、電気代を頭打ちありますけれども、いくらかずつたくさん負担している会社さんにはとか、商店さん、企業さんには出すという自治体も結構あるようです。その辺も検討していただいて、頑張っていただきたいんですけれども、観光戦略課さんお願いできますか。

- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。
- 〇(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

その点につきましては、財源等確保できましたら、また精査してまいりたいと考えております。

O(8番·大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございました。 (大西 幸江 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

これで、大西議員の質問を終わります。

〇(前田 省二 議長)

続いて、宮地議員の質問を許します。

(宮地 利雄 議員、登壇)

O(6番·宮地 利雄 議員)

議席番号5番、宮地利雄です。

- 二つ質問させていただきます。
- 一つ目は、「文化財の価値ある古文書を津波から守る安全対策はできているのか」
- 二つ目は、「高齢者が自動車を持っていない運転できない人の移動に大変困っている事情をどんなふうに思っているか」ということです。

質問、一つ目の質問から入ります。

上島町は有形無形の文化財が、旧4ヶ町村にバラバラに保管されていると聞いています。 それも、海辺近くにあるということは間違いありませんか。先日、岩城の旧島本陣で、江

越智郡上島町議会会議録

戸時代は参勤交代での宿になったと言われているそうです。岩城郷土館を初めて見学をさせていただきました。

入口近くは、最近修理したのか、床は合板でしたが、奥のほうは古いながらも風格を感じました。それはそれで立派な建物でした。庭には、明治から大正にかけて活躍した歌人、若山牧水の歌が刻まれた石碑が、また、手入れの行き届いた庭、家の中には多くの古文書も見えました。

この古文書は、大切なものだと思いますが、これは後世に残そうと思っているものですか。 また、津波や地震で失ったら、それも仕方ないと思っているんじゃないですか。

町民の人々の中には、これらの古文書を大きな地震や津波で紛失しないように対策を後世 に残してほしいと考えている人もいます。私もその1人です。今からでも残せると思います が、行政の方々はどのような考えですか。

よろしくお願いします。

- **〇(清水 伸 教育長)** (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、清水教育長。
- 〇(清水 伸 教育長) はい。

(清水 伸 教育長、登壇)

〇(清水 伸 教育長)

宮地議員の質問にお答えいたします。

旧4町村で所蔵していた歴史文化資料につきましては、それぞれの地区の収蔵施設で保管 しています。そのうち、生名開発総合センター1階の生名郷土資料室や、岩城郷土館、岩城 地区の収蔵庫として利用している旧岩城保育所は、海に近いところに立地しています。

岩城郷土館には、三浦家18代当主の三浦敏夫氏と交流のあった若山牧水氏や、吉井勇氏の 関連資料などを展示しておりますが、重要な資料の原本につきましては、教育委員会に保管 し、岩城郷土館にはレプリカを展示し、被災等に備えております。

教育委員会といたしましては、地震や津波などの災害から歴史的な文化資料を守るため、 早急に収蔵場所や展示方法を見直してまいります。

なお、教育委員会では、文化財等の歴史文化資料を展示、収蔵するための拠点施設となる 資料館設置の基本計画を策定中です。その中には、地震や津波などによる災害に備え、被災 のリスクが少ない場所に耐震性のある収蔵施設を設置するという基本的な方針も盛り込み、 先人が守り伝えてきた歴史や文化を受け継ぎ、後世へ大切に引継いでいきたいと考えており ます。

以上でございます。

(清水 伸 教育長、降壇)

- **O(6番·宮地 利雄 議員)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、宮地議員。
- O(6番·宮地 利雄 議員)

岩城の資料館を、郷土館を見さしてもらったんですけど、海から非常に近いのですが、動かせない物も随分あると思います。海の近くにあるから有効なんだというもんもあると思い

越智郡上島町議会会議録

ます。なるべく大切に保存していただきたいと思います。

〇(6番・宮地 利雄 議員)

それから、次にいいですか、(議長から「はい」の声あり)2問目の質問入ります。

自動車を持っていない高齢者の人たちが、有料自動車で秦病院に通院するのも高額なお金を払っているそうです。片道が1.5キロほどの道を往復すると1,600円支払ったそうです。

生名の人たちなら、因島病院までいくらかかるか。上弓削の人からも、久司浦の人からも、 以前にそんな話を聞きました。

困っている人がいるのに、私はどうにもできませんが、ひとつ町のほうで何とか、助成をお願いできないでしょうか。

- O(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

〇(上村 俊之 町長)

宮地議員の移動手段についての質問にお答えいたします。

御案内のように上島町では、岩城橋開通後の通院の利便性を考慮した時刻表として、編成 を行っているところでございます。

運行便数につきましては、平日なら久司浦方面から秦医院まで、行きが13便、帰りの便が 12便ありますので、可能であれば町有バスの活用をお願いいたします。

また、要介護者等の方でバスを利用することが難しい方については、介護タクシーや福祉 有償運送が利用できる状況となっております。

状況により金額は変わりますが、移動方法を選択することができますので、御利用できる かどうか不明な場合には、健康推進課に御相談いただければと思っております。

また、宮地議員の指摘されている問題を解消するためにも、電話予約により、乗り合いで移動するタクシーに近い運送方法のデマンド交通の導入についても、上島町も検討をしている最中でございます。12月に開催されるネットワーク協議会で委員の意見を聞くなど、今後も交通弱者救済のための協議を進めてまいる予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

(上村 俊之 町長、降壇)

- **O(6番·宮地 利雄 議員)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、宮地議員。
- O(6番·宮地 利雄 議員)

大分前のほうに進んでおるように聞こえました。

私も一生懸命頑張って、いろいろなところに問い合わせて協力してもらえるかというような話をしたら、支え合い隊というのがあるんですけど、そこで、何とか、うちも人が揃ったら応援したいということなんです。

研修なんかも行かないかんので、ちょっとお金もいるんですけど、そういう点も町のほうでひとつよろしくお願いいたします。

それで質問を終わります。

越智郡上島町議会会議録

(宮地 利雄 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

これで、宮地議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで5分間トイレ休憩、35分より再開いたします。

(休 憩 : 午前11時29分 ~ 午前11時36分)

日程第6~10、議案第97号~第100号

〇(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第6、議案第97号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から、日程第10、議案第100号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までについては、関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第97号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から、日程第10、議案第100号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

なお、採決については、議案毎にそれぞれ採決を行います。

それでは、提出理由の説明をお願いいたします。

- 〇(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第97号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から、議 案第100号「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例」までの4条例改正について説明いたします。

提案理由といたしましては、いずれも令和4年8月の人事院勧告に基づき、国の取扱いに 準じるため、関係する条例を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございま す。

改正内容につきましては、坂上総務課長から説明いたします。

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、改正の概要について説明いたしますので、議案に添付しております説明資料を ご覧ください。

まず、説明資料上段の「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

越智郡上島町議会会議録

上島町議会議員の期末手当の支給月額を0.05ヶ月分引上げる改正を行います。年間の支給月数を現行の3.25ヶ月分から3.3ヶ月分に改正するもので、今年度については、令和4年12月の支給割合を1.675ヶ月分に改正し、令和5年度につきましては、6月、12月ともに1.65ヶ月分に改正することになります。

続きまして、下段の「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

上島町特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05ヶ月分引上げる改正を行います。年間の支給月数を現行の3.25ヶ月分から3.3ヶ月分に改正するもので、今年度については、令和4年12月の支給割合を1.675ヶ月分に改正し、令和5年度につきましては、6月、12月ともに1.65ヶ月分に改正することとなります。

次のページをご覧ください。

「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

上島町職員の勤勉手当の支給月数を0.1ヶ月分引上げる改正を行います。再任用職員につきましては、勤勉手当の支給月数を0.05ヶ月分引上げる改正を行います。

上島町職員の年間の支給月数を現行の1.9 $_{7}$ 月分から2 $_{7}$ 月分に改正するもので、今年度につきましては、令和4年12月の支給割合を1.05 $_{7}$ 月分に改正し、令和5年度につきましては、6月、12月ともに1 $_{7}$ 月分に改正することになります。

再任用職員につきましては、年間の支給月数を現行の0.9ヶ月分から0.95ヶ月分に改正するもので、今年度につきましては、令和4年12月の支給割合を0.5ヶ月分に改正し、令和5年度につきましては、6月、12月支給割合ともに0.475ヶ月分に改正することとなります。

また、給料表につきましても、行政職、医療職、海事職の給料表のそれぞれ、主に若年層の職員が在職する号俸を中心に引上げを行っております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月の勤勉手当の支給月数に係る規定は、令和4年12月1日から、給料表の改定については、令和4年4月1日から適用いたします。

また、令和5年度の勤勉手当の支給月数に係る規定につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

次のページをご覧ください。

「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について説明します。

第1条の「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例」の改正内容ですが、 会計年度任用職員の給料表につきましては、常勤職員と同様に、行政職、医療職、技能労務 職の給料表の号俸の引上げを行っております。

第2条の「上島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の改正内容ですが、人事院勧告に合わせ、任期付職員の年間の支給月数を現行の3.25ヶ月分から3.3ヶ月分に引上げるものです。

また、特定任期付職員の給料表につきましても、人事院勧告に合わせ号俸の引上げを行っております。

越智郡上島町議会会議録

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

〇(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

初めに、議案第97号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はありませんか。 (複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第97号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

〇(前田 省二 議長)

次に、議案第98号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の 質疑を行います。

質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第98号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

O(前田 省二 議長)

次に、議案第99号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

越智郡上島町議会会議録

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第99号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

〇(前田 省二 議長)

次に、議案第100号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

- O(8番·大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- O(8番·大西 幸江 議員) はい。

このフルタイム会計年度任用職員の給与の条例改正なんですけれども、これ人事院勧告に 基づいて変えるということなんですが、その人事院勧告の内容っていうのはもちろん御存知 かと思うので、それをちょっと説明していただきたいんですけれども。

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

会計年度フルタイム任用職員の条例改正につきましては、給料表の改正が行われております。

ただし、全員協議会でも御説明させていただきましたとおり、上島町におきましては、制度改正時から、年度当初に勤務条件通知書によりまして、個々に説明をさせていただいておりますので、給料の遡及は行わないこととしております。

以上です。

- **〇(8番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- ○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そういう内容じゃなくてですね、まず人事院勧告で給与の均衡格差を、921円分を民間と うめるためにも上げますよと。物価の高騰やテレワークによる個人負担を考慮した民間賃金 の上昇を鑑みて、国も上げますということを書いてあったと思うんですよ、勧告書に。それ をちょっと説明していただきたかったんです。はい。ありがとうございます。

多分見ていらっしゃるので、わかってると思うんですけれども、はい。そういう内容で上

越智郡上島町議会会議録

げるということなんですけれども、それだったら、この会計年度任用職員だけ、やはり1年 遅れて上げるっちゅうのはおかしいと思うんですよね。

先ほど一般質問でも言いましたけれども、皆さん同じように物価の高騰とか光熱費の高騰っていうのは困ってると思います。職員の方たち、正職の方たちだけが困ってるわけじゃなくて、会計年度任用職員の方も同じように困ってるはずなので、やはりここはできれば、条例を同じ時から施行していただきたいんですけれども、そのようなお考えはありませんか。

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

先ほども申し上げさせていただきましたが、今回の条例改正では、そのような改正を訴求 するつもりはございません。

ただし、今後、国の動向、他市町の動向を見ながら改善の検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

〇(前田 省二 議長)

他に質疑ございませんか。(「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

- **〇(8番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- 〇(8番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

O(8番·大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

私は、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」 について、反対の立場で討論させていただきます。

この条例は、会計年度任用職員の方の給料を引上げ、また新たな等級をつくり、一見いい改正案のように思います。

ですが、施行が、正規職員が令和4年4月1日に遡って給与を改定するのに対し、会計年度任用職員は、令和5年4月1日からしか改定されません。

これは、現在、社会問題となっている非正規雇用の問題を助長させるような動きとなり、会計年度任用職員の方が、コロナ禍の厳しい経済状況の中、不安定な雇用形態で、正規職員とは処遇面が大きな格差があり、経済的にも精神的にも苦しい状況に追い込まれる可能性をはらんでいます。

今回の改定理由ですが、国の人事院勧告に従うということですが、国の人事院勧告は様々な分析をして、民間との均等給与格差921円をうめるために給与を引上げます。その分析には、物価高騰やテレワークによる個人負担等を考慮した民間の賃金上昇の動きがあり、国家

越智郡上島町議会会議録

公務員も同様に引上げとしており、このことは、民間との競争力を熟考した結果として発表 しています。

これを受けての、今回の給与改定であれば、同じ職場で、同じように公務を務める会計年度任用職員の方の給与だけ1年遅れるというのは不公平です。実際、国(内閣官房内閣人事局)は、各省庁等に対し、11月18日付けで、令和4年11月10日、参議院議員内委員会における、河野国家公務員制度担当大臣答弁のとおり、非常勤職員の給与の改定が常勤職員と同様に行われるのが基本と考えておりますので、非常勤職員の適切な処遇を確保する観点から、基本となる給与の遡及改定を行うなど、改定時期についても引き続き改善に努めるよう重ねてお願いするとともに、対応状況については、後日お聞かせいただきたく予定である旨、申し添えますと対応依頼を発しております。

上島町では、会計年度任用職員の契約は、4月1日からということで1年単位であるから、今回は遡って引上げはしないということですが、正規職員が遡って4月1日から引上げるのであれば、会計年度任用職員の契約スタート時に遡って引上げることは、何ら問題があるとは思えません。

同一労働、同一賃金の考え方からも、今回の改定は考え直していただいて、令和4年4月 1日からの施行をお願いして、反対討論とさせていただきます。

よろしくお願いします。

(大西 幸江 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

他に討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

それでは、討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第100号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者:德永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、林康彦議員、亀井議員、池本光章議員、藏谷議員、池本興治議員。

反对者:大西議員、濱田議員。

はい、起立多数です。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

〇(前田 省二 議長)

5分ほど前になりますが、ここで昼の休憩とさせていただきます。 再開は1時ということで、よろしくお願いいたします。 それでは休憩に入ってください。

(休憩11時55分 ~ 12時58分)

越智郡上島町議会会議録

日程第10、議案第101号

〇(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第10、議案第101号、「上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- O(杉田 和房 総務部長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第101号、「上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について説明 いたします。

提案理由といたしましては、職員の定年引上げに関して、地方公務員法が一部改正された ことから、関係する条例を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。 改正内容につきましては、坂上総務課長から説明いたします。

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、改正内容について説明いたしますので、お配りしております右上に説明資料と 記載があります資料を御覧ください。

現行60歳としている定年延長につきましては、令和5年度から2年に1歳ずつ引上げられ、 令和13年度以降は定年の年齢が65歳となります。

管理監督職は、勤務上限年齢を原則60歳とし、60歳に達した日の翌日以後における最初の 4月1日に被管理監督職へ後任となります。

また、60歳に達した日以後、定年年齢前に退職した職員について、再任用短時間勤務職員 の職に採用することができるようになります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

〇(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第101号、「上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を 採決いたします。

越智郡上島町議会会議録

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案101号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第102号

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第11、議案102号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 〇(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第102号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、先ほどの議案第101号と同様に、職員の定年引上げに関して、 地方公務員法が一部改正されたことから、関係する条例を整備する必要が生じたので、この 案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、坂上総務課長から説明いたしします。

- 〇(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。
- 〇(坂上 将人 総務課長) はい。

議案第101号で説明いたしました、「上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」と同様に、職員の定年年齢の段階的な引上げ等について、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から現行の再任用制度が廃止されることになり、あわせて定年前再任用短時間勤務職員制度が新設されることとなったことから、上島町の関係規定について、国に準じた規定とするため、以下の条例について、再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えるなどの整備を行うものです。

また、定年の引上げに伴い、国に準じて給与条例において61歳に達する年度から定年までの間、定年前再任用短時間勤務職員を除く職員の給料月額は、原則60歳に達した日以後における最初の3月31日時点の7割水準とするなどの特例措置を規定するとともに、関連する条例について必要な整備を行っています。

改正する条例といたしましては、1、「上島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」、2、「上島町公益法人等への職員の派遣等に関する条例」、3、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」、4、「上島町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」、5、「上島町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」、6、「上島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、7、「上島町職員の育児

越智郡上島町議会会議録

休業等に関する条例」、8、「上島町職員の給与に関する条例」、9、「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例」、10、「上島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」

以上の10の条例となります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

〇(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第102号の「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第103号

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第12、議案第103号、「上島町港湾内港務所設置条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 〇(岡本 恭典 建設課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、岡本建設課長。
- 〇(岡本 恭典 建設課長) はい。

議案第103号、「上島町港湾内港務所設置条例の一部を改正する条例」について説明いた します。

提案理由としまして、生名港務所の2階を新たに小会議室と明記し、あわせて、そこで喫茶等を営むことができるようにするもの。

また、立石港務所の小会議室において、喫茶等を営む目的の月額使用料を変更することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものです。

改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料、新旧対照表の

越智郡上島町議会会議録

1/1ページをご覧ください。

別表の表中、生名港務所へ新たに小会議室を追加し、会議での使用は無料とするが、喫茶等を営む目的として使用する場合は、月額2万6,640円とするものです。

これは、旧生名村の時に、村が生名港務所 2 階部分を漁業関係者や地元住民へ開放しておりましたが、近年はほとんど利用者もいないことから、新たに 2 階部分を小会議室と明記するとともに、喫茶等を営む目的としても使用できるようにすることで、利用促進を図るものです。

また、立石港務所小会議室の喫茶等を営む目的として、使用する場合の月額1万9,100円 使用料を月額2万3,600円に改めるものです。

これは、条例精査中に、月額使用料の中に小会議室奥の倉庫部分の使用料が含まれてない ことに気づき、今回の改正で改めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

- O(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

ちょっと、補足を説明させていただきます。

まさにこのとおりの単価で、今回提案させていただくものでありますが、全員協議会でも 説明したように、この条例に関しては減免措置もございます。

というのが、この施設は同じ階にトイレが利用できないし、例えば、喫茶をやる場合ですね、キッチンもございません。そういったところと、今の単価と合わせるというのはおかしいということと、年数ですよね、建物の年数が全然違いますので、その辺はしっかりとした計算式を出しまして、減免措置があり得るということも御理解いただきたい。

これは、条例に謳われておりますので、よろしくお願いします。

〇(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

- O(8番·大西 幸江 議員) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- O(8番·大西 幸江 議員) はい。

今、町長の説明で、トイレやキッチンがないので、正しい単価を出して、減免措置をする という説明だったと思うんですけれども、それだったら、これ最初からちゃんとした単価出 してほしいんですよね。

いい加減なっていう言い方しちゃいかんのかもしれませんけど、適当って言うんですかね、 今あるものの平米数をただ掛けただけみたいな、こんな決め方じゃなくて、最初っからトイ レもないよね、キッチンもないよね、だから、こういう単価にしようねっていうちゃんとし た単価設定してほしいんですよね。

越智郡上島町議会会議録

これがね、高いとか安いとかじゃないんですよ。とにかく誰が見ても、この金額はこういうふうに計算してますっていうことがわかって、それを借りる人、使う人が納得して借りれるような状況にしておきたいんですよ。

まして、この立石のほうの小会議室のほうが安いじゃないですか。どう考えても喫茶とかね、営むんだったら、人がたくさん通るところのほうが有利に思えるじゃないですか。って考えたときに、何で立石のほうが安いんですか、面積が多少小さいにしたって向こうのほうがずっと新しいし、人もたくさん通る。商売するにはそっちのほうがいいですよねっていうのは、普通に誰が考えても思えると思うんですよ。

それなのに、こっちの生名港務所のほうが高いって、ちょっと、やっぱ全然これ納得できないんですけど、これきちんとした金額出しませんか。

- O(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- O(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げましたように、条例につきましても、予算措置につきましても、基礎の金額、数字というのが必要でございます。個人の判断或いは担当者の判断で勝手に決めれるものではございません。

ということで、今回平米当たりいくらで、こちらのが広いですから、掛け算したら金額が高くなってるということでございます。他の事例においても、他の公共施設においても、減免措置というのは結構ございます。この建物だけではないので、減免措置については、条例で謳われておりますので、御理解いただきますようにお願い申し上げます。

- **〇(8番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。
- O(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- ○(8番・大西 幸江 議員) はい。

減免措置がいけないとか、減免措置をしないでくれって言ってるんじゃないんです。

元々の単価を、きちんと決めてほしいんです。その上で、更に減免措置を受けられるような状況なんだったら、それはそれでもいいんですよ。そうじゃなくて、誰が見てもそこは、この値段に見合ってますよねっていう状況にしといてほしいっていうだけなんですよ。

だから、減免するなんて言ってるんじゃないんですよ。減免はしていただいて結構です。 その使う状況とか、いろんなことがあると思うんでね事情が。なので、この単価を、ちゃん とした元々の正しい単価っていうのをやっぱ決めないと、だって、次また同じようなのが出 てきたときに、じゃあとりあえずまた平米でとかってなるってことでしょ。それおかしいじ ゃないですか。そういう行き当たりばったりやめましょうよ。

ある程度、その自分たちでルールを決めて、トイレがある、何がある、かにがあるってい うふうにやって、それだと得失点になるのか、料金の加算になるのかわかりませんけれども、 それで、家賃、賃料というのを決めていかないと、もうその時その時で決めてたんじゃ、ま た、まちまちになりますよ。

だから、これきちんと決めましょう。それから条例を上程してください。お願いします。

越智郡上島町議会会議録

- O(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

先ほどから申し上げてますとおり、基礎の数字というのが必要でございます。でございますから、今回、喫茶店等の場合は、いくらやったかな。4百いくらやったかな。(岡本建設課長に確認)(岡本建設課長から「340です」の声あり)340という単価で、他の施設も条例上、計算しておりますので、その単価に合わせて掛け算をしているということでございまして、決して思いつきとか、その時その時でやってるわけではございません。

再度申し上げますが、他の施設においても、単価というか計算、基準値は同じなんですが、 契約に関しては、減免の施設もたくさんございますということでありますので、御理解いた だきますようお願い申し上げます。

- **O(7番·池本 光章 議員)** (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。
- O(7番·池本 光章 議員) はい。

ちょっとお伺いするんですが、施設名も何もわからないんですけど、あそこの(手で北東側を指す)向こうです。地名もわからないんですけど、あの秦先生かな、何か借りてやってる施設。デイサービスかなんか。(大西議員から「潮騒です」の声あり)あそこの賃貸料はいくらで、どういった考え方で賃貸を結んでるんですかね。

- 〇(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- O(上村 俊之 町長) はい。

ちょっと議題とはずれるので、お答えしにくい部分がございますが、これは基準がございまして積算した。

ただ、あの施設は、福祉、公共に繋がる施設ですので、減免措置をしたということでございます。

- **〇(7番·池本 光章 議員)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。
- O(7番・池本 光章 議員) はい。

その減免措置というのが、くせもんなんですよね。ある人から見ると、まともな減免措置、 しかし、ある人から見ると、いやちょっとおかしいんじゃないのというような捉え方って十 分できるんです。

ですから、同僚議員が申し上げてますように、なぜこの値段になるのか。後で減免措置しますとか言ったって、じゃあその減免措置がどういった内容になるのか、きちんと示してですね、条例化するのが通常だと思うんですけど。

- **O(上村 俊之 町長)** (挙手)
- O(前田 省二 議長) 上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

この減免措置に関しても、誰に聞かれてもわかるように、公式をきちんと明示しなさいと

越智郡上島町議会会議録

伝えております。

耐用年数とか、設備があるないとか、要は一個人、担当職員或いは町長が勝手に判断できないような数式で公式を上げなさいと。と伝えております。それで他の減免措置の施設、ゼロ円の施設もございます。

もう一つは、この減免措置に関しては条例でありますように、理事者の専権事項でございますので、その辺は、条例で謳ってるように御信頼願いたいと思っております。

再度申し上げますが、個人の判断で勝手に値段を上下できるような仕組みにはしておりません。

- **O(7番·池本 光章 議員)** (挙手)
- O(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。
- O(7番·池本 光章 議員) はい。

いや、私が言ってんのは、なぜ今、提示できないんですかということなんです。何で後回 しになるんですか。

- 〇(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

これは、条例案でございますので、条例案として提示をさせていただいております。

契約については、こちら側の、理事者側の案件でございますので、きちんとやらせていた だきます。

その契約について、疑問があるようでございましたら、いつでも公表させていただきます。

- **O(1番·德永 貴久 議員)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、徳永議員。
- O(1番·徳永 貴久 議員) はい。
 - 3点質問させてください。

まず、1点目、先ほど町長が言われてたんですけども、トイレがない、キッチンがない施設で、まず喫茶を行うのに営業許可が取れるのかどうか。

2点目、おそらく改修をするようになると思うんですけども、それは町の負担になるのか、 その施設を借りる事業者さんの負担になるのか。

3点目、一旦施設を変更した場合、元々ここは小会議室っていう目的だと思うんですけど も、原状回復する時は、費用負担も含めてどちらが行うのか、ちょっと教えてください。

- **O(上村 俊之 町長)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

細かいことは、担当からお答えさせていただきます。

ただこの案件、公共施設でございますので、この条例が通りましたら公募をかける案件で ございます。ですから、公募の条件によっていろいろ変わってまいりますので、まず、この 施設が使えるようにしとかないと、公募もできなければ何もできません。そこから、どうい う条件で、どこがどう設備するとか、家賃ですかね、それも含めて協議をしてまいる案件で

越智郡上島町議会会議録

す。

再度申し上げますが、使えるような条例になってないと、公募もできなければ、契約する こともできない。そういう案件でございますので、ちょっと私のほうから概要を説明させて いただきました。

細かいことは、担当からお答えいたします。

- 〇(岡本 恭典 建設課長) (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、岡本建設課長。
- 〇(岡本 恭典 建設課長) はい。

まず、トイレ、キッチンなんですけども、トイレにつきましては、2階部分に従業員用のトイレがあって、基本的にお客さんが使えるようなトイレが、1階に降りて使用することになるということが、まず、ここの施設の特徴でございます。

また、キッチン周りにつきましても、元々会議室で使ってたので、簡単な水回り程度しか ございません。

こちらについても、当然改修となれば、ここの場所につきましては、町のほうの負担で全 て改修をするということは、現在は考えておりません。

また、原状回復につきましても、当施設を使用するにあたって、これも契約上で謳わせていただこうと思いますが、原状回復ということで返していただきたいということで、今は担当課として考えております。

以上です。

〇(前田 省二 議長)

他にございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

- **〇(8番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。
- 〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。
- 〇(8番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

O(8番·大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

「上島町港湾内港務所設置条例の一部を改正する条例」に、反対の立場で討論させていただきます。

この条例は、生名港務所の小会議室の賃料を定める改定というものですが、この賃料設定に疑義を感じます。

御存知のとおり、生名港務所の建物は、説明でもありましたように、昭和56年に建設されたもので、非常に古く、現在は、生名港の利用もあまりないことから、飲食店を営む立地としてあまり良いとは思えません。

ですが、今回、一緒に改定される立石港務所の小会議室に関しては、生名港務所よりずっ

越智郡上島町議会会議録

と新しい建物で、立地も良いと思える場所であるにもかかわらず、生名港務所の小会議室よりも賃料が安く、このまま、この条例を決定することは、将来的にバランスの悪い状況が生まれることが予想されます。

答弁では、考慮して賃料の減免を行うので問題ないとの説明でしたが、減免ありきであれば、最初から無料で貸出ししたほうが、むしろすっきりします。ですが、公共施設である以上、住民の皆さんの財産ですから、客観的に見て、適正な価格を算出し、条例に定めなければならないものと考えます。

以上のような理由から、適正な賃料を調査し、決定することをお願いして、反対討論とさせていただきます。

(大西 幸江 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

他に討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第103号、「上島町港湾内港務所設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(替成者、起立)

賛成者:德永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員。 反対者:林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員。

賛成多数です。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

日程第13~17、議案第104~108号

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第13、議案第104号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第4号)」から、日程第17、議案第108号、「令和4年度上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算案5件につきましては、これを一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「ありません」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第104号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第4号)」から、議案第108号、「令和4年度上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算案5件を一括議題といたします。

それでは、議案第104号から議案第108号までの補正予算案5件について、順次説明を求めます。

- **〇(杉田 和房 総務部長)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

越智郡上島町議会会議録

議案第104号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第4号)」の説明をいたします。 予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,100万円といたします。

第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「令和4年度12月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算総額は、一般会計が2,100万円。特別会計は1,090万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計0円。魚島船舶事業会計400万円及び特別養護老人ホーム事業会計690万円となっております。企業会計である上水道事業会計は580万円です。

次に、一般会計の補正予算の編成は、分担金、使用料、国庫支出金、県支出金、繰入金、 繰越金、諸収入、地方債を財源として、新規事務事業の計上及び規定の事務事業の見直しを 行いました。

財源といたしましては、まず分担金189万8,000円。これは、岩城西部集会所改修事業分担金です。使用料117万円。これは、レンタサイクル使用料です。国庫支出金4,825万3,000円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等です。県支出金512万3,000円。これは、愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金等です。繰入金100万円。これは、財政調整基金繰入金です。繰越金マイナス68万6,000円。これは、前年度繰越金です。諸収入104万2,000円。これは、電気代等戻入等です。町債マイナス3,680万円。これは、休憩所整備事業債です。

以上、2,100万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、主な変更事業につきまして説明いたします。

- (1)の障害福祉サービス費負担金は、利用単価及び利用者の増に伴うもので、金額は1,298万3,000円です。
- (2)の特別養護老人ホーム事業会計繰出金は、歳出総額の増に伴うもので、金額は690万円です。
- (3)の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金は、前年度実績に伴う補助金返還で、金額は1,060万9,000円です。
- (4)の生名立石多目的グラウンド休憩所整備事業は、人件費や原材料価格高騰等の影響により、事業実施を見送るもので、金額はマイナス4,108万円です。

2番目として、その他経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第104号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第4号)」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

- 〇(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。
- 〇(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第105号、「令和4年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」の説明を

越智郡上島町議会会議録

いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条にありますように、補正予算の総額は補正いたしませんが、歳入歳出それぞれ該当 区分毎の金額補正となります。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたしま す。

歳入ですが、4款1項1目1節、普通交付金96万円の増額は、歳出の一般被保険者療養費の増に伴うものです。

6款1項1目3節、出産育児一時金繰入金28万円の増は、歳出の出産育児一時金の増に伴うもので、5節、その他繰入金218万円の減額は、歳出の国民健康保険事業費納付金の減に伴うものです。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、2款1項3目、一般被保険者療養費96万円の増額は、柔道整復施術や補装具などを必要とする方が増えたためです。

9ページをお願いいたします。

2款4項1目、出産育児一時金42万円の増は、出産予定が1名増となったものです。

10ページをお願いいたします。

3款1項、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分、485万4,000円の減と、11ページ、 3款2項、後期高齢者支援金等分88万3,000円の減と、12ページの3款3項、介護納付金129 万5,000円の増は、それぞれ納付金が確定したため補正するものです。

13ページをお願いいたします。

7款1項1目、一般被保険者保険税還付金71万2,000円の増は、遡及資格喪失等による還付金が増加したものです。

3目の保険給付費等交付金償還金232万8,000円の増は、令和3年度国庫支出金が確定し、 返還が生じたためです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

- **〇(杉田 和房 総務部長)** (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長)

議案第106号、「令和4年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号)」の説明をいた します。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように歳入歳出それぞれ400万円を増加し、総額を1億4,000万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願い します。

まず、歳入についてですが、3款1項1目、県補助金の離島航路補助金について570万円

越智郡上島町議会会議録

を増額いたします。これは、県補助金の補助額が確定したことによるものです。

続いて、4款1項1目の一般会計繰入金220万円の減は、県補助金等の増額により財源が確保できたことから減額補正するものです。

8ページをお願いいたします。

主な歳出について説明いたします。1款1項1目、一般管理費の10節、需用費11万1,000円の増は、魚島港務所空調設備の修繕に伴い増額するものです。

続いて、9ページお願いいたします。

1款2項2目、動力費の10節、需用費の388万2,000円の増は、燃料単価等の上昇により燃料及びエンジンオイルの費用を増額するものです。

以上、簡単ですが、議案第107号、「令和4年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

- O(今井 稔 福祉部長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。
- 〇(今井 稔 福祉部長) はい。

それでは、議案107号、「令和4年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ690万円を増額し、総額3億9,090万円となります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお 願いいたします。

歳入ですが、7款1項の一般会計繰入金690万円の増は、歳出予算額の増に伴い増額する ものです。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費の需用費は、電気代の高騰による光熱水費の増と 修繕費の増により、83万9,000円の増額となっております。

続いて9ページをお願いいたします。

2款1項1目の介護サービス事業費の需用費は、コロナウイルス感染症対策による消耗品の増と電気代の高騰による光熱水費の増により、551万9,000円を増額するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2款2項1目、短期入所介護サービス事業費の需用費は、電気代の高騰による光熱水費の 増により、55万3,000円増額するものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

- 〇(杉田 和房 総務部長) (挙手)
- 〇(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。
- 〇(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第108号、「上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。

越智郡上島町議会会議録

今回の補正は、水道使用増加に伴う給水収益及び受水費、交付税措置に伴う他会計補助金、 電気料金高騰に伴う動力費の増額について補正を行うものです。

1ページをお願いいたします。

第2条は、当初予算に定めた業務の予定量を補正するもので、給水量を2,285立方メートル増加し、年間予定の総給水量を59万4,429立方メートルといたします。

また、それに伴い1日で平均水量を1,628立方メートルといたします。

第3条では、当初予算に定めた収益的収入、収益的支出の予定額を次のとおり補正するので、収益するもので、収益的収支、第1款、水道事業収益の第1項、営業収益を180万増額、第2項、営業外収益を160万円増額し、水道事業収益の総額を2億5,460万円といたします。収益的支出においては、第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を580万円増加し、水道事業費用の総額を2億5,380万円といたします。

2ページをお願いいたします。

次に予算実施計画でありますが、これは一般会計の事項別明細書に当たるものでありまして、収益的収入のうち、1款1項1目の給水収益の給水料金を180万円増額。1款2項4目の他会計補助金を160万円増額いたします。

3ページをお願いいたします。

収益的支出のうち、1款1項1目の原水及び浄水費の動力費を160万円、受水費を420万円 増額いたします。

なお、4ページ以降には、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、後程御参照ください。

以上で、議案第108号、「上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

〇(前田 省二 議長)

提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第104号から議案第108号までの補正予算案5件につきましては、予算決算委員会に付託して審議することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)はい。

御異議なしと認めます。

したがって、議案第104号から議案第108号までの補正予算案5件については、予算決算委員会に付託して審議することに決定いたしました。

よって、本日、ここでの審議は省略いたします。

日程第18、議案第109号

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第18、議案第109号、「副町長の選任について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

越智郡上島町議会会議録

- O(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。
- 〇(前田 省二 議長) はい、上村町長。
- 〇(上村 俊之 町長) はい。

上島町副町長に次のものを選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お名前ですが、村上和彦氏。

提案理由といたしましては、令和4年9月19日をもって副町長が退職したことに伴い、新たに副町長を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては、添付をしておりますので、参考にしていただければと思います。 以上でございます。

〇(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、上島町議会申合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、御異議ございませんか。 (複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

〇(前田 省二 議長)

議場の閉鎖を命じます。

(山本事務局長、議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は、議長を除き12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に宮地議員、 林 康彦議員を指名いたします。

〇(前田 省二 議長)

投票用紙を配ります。

(山本事務局長、議席順に投票用紙を配布)

念のため申し上げます。この投票は、候補者について、賛成の方は判定欄に○、反対の方は×と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は否とみなします。

用紙の配付漏れはございませんか。(「ありません」の声あり)はい。 用紙配布漏れなしと認めます。

〇(前田 省二 議長)

投票箱の点検を事務局長お願いします。

(山本事務局長、投票箱(蓋・箱の順)の点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認)

異常なしと認めます。

〇(前田 省二 議長)

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番

越智郡上島町議会会議録

に投票願います。

〇(山本 勝幸 事務局長)

(点呼・投票)

1番、德永議員。2番、林敬生議員。3番、藤田議員。4番、山上議員。5番、宮地議員。

6番、林康彦議員。7番、池本光章議員。8番、藏谷議員。9番、大西議員。

10番、亀井議員。11番、濱田議員。12番、池本興治議員。

〇(前田 省二 議長)

投票漏れはありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

〇(前田 省二 議長)

開票を行います。

宮地議員、林康彦議員、登壇して、開票の立会いをお願いいたします。

(宮地 利雄 議員、林 康彦 議員、登壇)

事務局長、投票箱を開け、開票をしてください。

(山本事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す)

(宮地 利雄 議員、林 康彦 議員、降壇)

〇(前田 省二 議長)

それでは、議案第109号の投票の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票。無効投票0票。有効投票のうち、賛成7票、反対5票。 以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第109号は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(山本事務局長、議場開鎖)

日程第19~21号、報告第5~7号

〇(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

日程第19、報告第5号から日程第21、報告第7号までの3件の「議員派遣報告について」 を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

よって、日程第19、報告第5号から、日程第21、報告第7号までの3件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、報告書が提出されております。

なお、報告第6号及び報告第7号の派遣につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第5号、「上島町男女共同参画講演会」。

報告第6号、「令和4年度第1回町議会議員研修会動画視聴」。

越智郡上島町議会会議録

報告第7号、「かみじま福祉フェスタ2022」。

以上で、「議員派遣報告について」を終わります。

日程第22、議員派遣の件

〇(前田 省二 議長)

続いて、日程第22の「議員派遣の件について」を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり「令和5年上島町消防出初式」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「令和5年上島町消防出初式」に、議員を派遣することに御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、「令和5年上島町消防出初式」に、議員を派遣することに決定しました。

◎散会

〇(前田 省二 議長)

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「令和4年度上島町一般会計補正予算(第4号)」をはじめとする5件の補正予算案については、12月23日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、(「16日じゃろ」などの声あり)予算決算委員会は16日ですけど、本会議が23日です。

会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布したいと思います。

お諮りいたします。

本日は、これで散会とすることに御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

御異議なしと認めます。

よって、本日は、これで散会とすることに決定しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(起立、礼)

(了)

(令和4年12月13日 午後1時55分 散会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前 田 省 二

署名議員 藏谷 重文

署名議員 德永貴久